

福島第一原子力発電所事故による 原子力災害被災自治体等調査結果

平成24年3月

全国原子力発電所所在市町村協議会
原子力災害検討ワーキンググループ

目 次

はじめに	1
I 調査概要	2
1. 調査目的	
2. 調査体制	
3. 経緯及び活動実績	
II 調査結果概要	5
1. 双葉町	
2. 大熊町	
3. 榛葉町	
4. 富岡町	
5. 南相馬市	
6. 浪江町	
III 課題・問題点と検討の方向性	34
1. 通報連絡及び住民等への広報について	
2. 防災体制等について	
3. 住民避難について	
4. 避難所運営等について	
5. 住民被ばくについて	
6. 安定ヨウ素剤の配布・服用について	
7. 風評被害等について	
8. 復旧・復興にかかる課題	
VI 事業所調査結果概要	45
1. 事業所調査目的	
2. 調査日程	
3. 事業所調査結果	
4. 東京電力(株)福島第一原子力発電所との差異について	
V まとめ	54
1. まとめ	
2. 今回の調査を振り返って	
添付資料　　被災自治体調査票回答一覧	56

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分、東北地方の三陸沖を震源とする我が国観測史上最大のマグニチュード 9.0 の大地震が発生した。さらにこの地震により、これまでの概念を覆すほどの大津波が、東北地方をはじめとする各地を襲い、未曾有の大災害をもたらした。国難ともいえるこの大災害は、「東日本大震災」と命名された。

東北地方から関東地方の太平洋沿岸には、原子力発電所及び関連施設が点在しており、その中の一つである東京電力㈱福島第一原子力発電所においては、地震と津波によって、これまで日本では起こりえないと言われた放射性物質の外部への大量放出という原子力災害を引き起こした。国際原子力・放射線事象評価尺度（INES）では、旧ソ連のチェルノブイリ原子力発電所事故と同じレベル 7 の事故と暫定評価されたところである。

国や東京電力㈱では、想定外の事故という表現をしているが、2009 年（平成 21 年）の耐震安全性の再評価過程の中で 869 年の貞觀地震の指摘がなされており、その後において東京電力㈱をはじめとして、原子力安全・保安院や原子力安全委員会においても具体的な対応が取られなかつたことを考えると、想定外の事故なのか、人災なのかといった疑問を抱かざるを得ない。

また、全国の原子力発電所所在市町村は、これまで国策として進められてきたエネルギー政策、特に原子力政策について、国を信頼し、事業者を信頼し、国のために、国民の生活向上のために、全力をあげて取組んできた。しかしながら、今回の事故は、国の政策・方針、国民の考え、生活様式等を根底から覆すほどの衝撃を与え、今後の国の将来や国民生活に多大な影響を与えたが、この事故について、その後の国や東京電力㈱の対応には、疑問を投げかける声が多い。

事故前後の国や東京電力㈱の対応について、国は「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」をはじめとする委員会などを立ち上げ、検証を行っているが、事故後の被災市町村への国の対応や取組は、遅々として進まず、また、国が対応策を発表しても、結局は自治体が対応せざるを得ない状況であった。

このような中で、被災地である双葉町長から、立地市町村でこの原子力災害を調査してほしいとの御提案をいただいた。これを受けて、全国原子力発電所所在市町村協議会では、今回の原子力災害における被災市町の状況及び、同じ地震と津波を受けながら、福島第一原子力発電所のような事故を起こさなかつた東北電力㈱女川原子力発電所と日本原子力発電㈱東海第二発電所の状況を調査することとした。

本調査にあたり、被災市町村においては行政機能を移転し、避難住民対応などで御多忙を極める中、本調査に御協力いただき、心より感謝申し上げます。被災された住民の皆様はもちろんでありますが、職員の方々自身も被災され、避難生活を送りながら過酷な勤務をされており、一日も早く元の生活に戻されることを願うばかりです。

また、本報告書については、二度とこのような事故を起こすことのないよう、各自治体において安全・防災対策など、今後の原子力行政のあり方について、検討・考慮するための一助となれば幸いです。

平成 24 年 3 月

I 調査概要

1. 調査目的

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれが引き起こした津波により、福島第一原子力発電所では、これまで日本が経験したことのない規模の放射性物質の放出という深刻な原子力災害が発生した。

被災した市町村では、住民避難をはじめ、自治体機能自体を移転するなど、現在も非常に過酷な行政運営を強いられている。

このため、全国原子力発電所所在市町村協議会（以下、「全原協」という）では、立地地域として、市町村自らが被災自治体調査などを行い、この災害を検証し、安全・防災対策をはじめとする今後の原子力行政に反映させることを目指す。

2. 調査体制

(1) 原子力災害検討ワーキンググループの設置について

被災自治体調査などを進めるにあたり、全原協（会員 25 市町村 準会員 7 市町村）では、協議会構成市町村の中から 5 市 5 町 3 村の職員で構成する「原子力災害検討ワーキンググループ」（以下、「ワーキンググループ」という）を設置した。

また、ワーキンググループの中から、主査（グループリーダー）を選出した。

(2) 被災自治体等調査プロジェクトチームの編成

ワーキンググループでは、全原協会員の中で被災した福島県内の 6 市町（双葉町、大熊町、楓葉町、富岡町、南相馬市、浪江町）及び原子力災害に至らなかった事業者（女川原子力発電所及び東海第二発電所）を調査対象とし、各被災市町調査、事業者調査の実施にあたり、「被災自治体等調査プロジェクトチーム」（以下、「プロジェクトチーム」という）の編成を行った。各プロジェクトチーム（全 6 チーム）は、ワーキンググループ構成市町村から調査員 3~6 人と事務局 1 人で編成した。

(3) 調査項目

① 通報連絡・情報伝達に関すること

ア 事業者について

- ・通報連絡
- ・情報提供の有無及び手段
- ・通報連絡の状況と問題点 など

イ 国・県について

- ・緊急事態宣言の連絡手段
- ・住民避難指示の連絡手段、内容 など

② 住民避難に関するこ

ア 住民避難対応について（避難所運営除く）

- ・住民広報・避難指示
- ・避難先及び避難方法の確保
- ・災害時要援護者、病院患者の避難対応
など

イ 安定ヨウ素剤について

- ・配布、服用指示 など

③ 防災体制に関するこ

- ・防災訓練の有効性
- ・行政機能移転 など

④ 避難所運営について

- ・物資状況及び生活状況 など

⑤ その他

- ・震災対応上の問題、課題
- ・復旧・復興における優先項目
- ・「災害救助法」の問題点
- ・「原子力損害の賠償に関する法律」の問題点 など
- ・住民の健康調査（被ばく検査等）
- ・放射性物質除去の状況
- ・住民対応にあたる職員の状況など

(4) ワーキンググループ及びプロジェクトチームのメンバーについて

ワーキンググループは、リーダーである主査と 12 人の委員により構成され、また、プロジェクトチームは、16 人の調査員より編成した。

メンバーは、次のとおりである。

(原子力災害検討ワーキンググループ及び被災自治体等調査プロジェクトチームメンバー一覧)

市町村	役 職	氏 名	所 属
泊 村	企画振興課課長補佐	伊名野巖夫	WG 委員
東通村	原子力対策課主事	石野慎一郎	WG 委員、PT 調査員
女川町	企画課参事	今村 等	WG 委員、PT 調査員
東海村	原子力対策課課長補佐	高橋 章一	WG 委員
御前崎市	防災課課長補佐	山本 正典	WG 委員、PT 調査員
	原子力政策室係長	沖 和彦	PT 調査員
柏崎市	防災・原子力課主任	村山 昭雄	WG 委員、PT 調査員
志賀町	生活安全課参事	細川 洋治	WG 委員、PT 調査員
	生活安全課主幹	向井 徹	PT 調査員
敦賀市	危機管理対策課課長補佐	小川 明	WG 委員、PT 調査員
	危機管理対策課技師	鈴木 裕	PT 調査員
美浜町	企画政策課主事	武田 定幸	WG 委員、PT 調査員
松江市	原子力安全対策課主任	高木 賢一	WG 委員、PT 調査員
	原子力安全対策課係長	成瀬 和久	PT 調査員
伊方町	総務課危機管理室専門員	谷口 良二	WG 委員、PT 調査員
玄海町	総務課長	古賀 武文	WG 委員、PT 調査員
薩摩川内市	企画政策部原子力対策課長	中村 真	WG 主査 PT 調査員
	防災安全課防災グループ主任補	山下光太郎	PT 調査員
事務局 (敦賀市)	理事（企画政策担当）	嶽 勤治	事務局長
	企画政策部政策幹（原子力安全対策課長）	本多 恒夫	事務局次長
	原子力安全対策課主幹	清水 久伸	
	原子力安全対策課係長	加藤 二義	
	原子力安全対策課主事	尾上 敦洋	
	原子力安全対策課主事	大谷 友晃	
	原子力安全対策課主事	北川 尚希	

3. 経緯及び活動実績（ワーキンググループ会議、被災自治体等調査など）

平成 23 年 5 月 12 日開催の全原協緊急役員会にて、被災地である双葉町長より、本協議会でプロジェクトチームを設置し、立地市町村の視点で、原子力災害の記録や調査・検証を行ってほしいとの提案をいただいた。また、5 月 30 日にも同町長と事務局が意見交換を行い、事業者調査などの追加提案をいただいた。

その後、6 月 28 日の幹事会を経て、以下の経緯で活動を行った。

平成 23 年 7 月 26 日

[役員市町村原子力防災担当者会議] ・被災自治体調査等について など

平成 23 年 8 月 22 日～25 日

[被災自治体調査] ① 福島県双葉町 (埼玉県加須市)

【調査員：薩摩川内市、志賀町、美浜町、敦賀市、事務局 計 5 名】

平成 23 年 9 月 29 日～30 日

[ワーキンググループ第 1 回会議] ・調査結果概要報告

・今後の調査について など

平成 23 年 10 月 12 日～14 日

[被災自治体調査] ② 福島県大熊町 (福島県会津若松市)

【調査員：薩摩川内市、柏崎市、東通村、敦賀市、事務局 計 5 名】

平成 23 年 10 月 12 日～13 日

[被災自治体調査] ③ 福島県檜葉町 (福島県会津美里町)

【調査員：御前崎市、志賀町、美浜町、事務局 計 4 名】

平成 23 年 10 月 18 日

[被災自治体調査] ④ 福島県富岡町 (福島県郡山市)

【調査員：薩摩川内市、玄海町、柏崎市、事務局 計 4 名】

平成 23 年 10 月 19 日

[被災自治体調査] ⑤ 福島県南相馬市

【調査員：薩摩川内市、玄海町、柏崎市、事務局 計 4 名】

※ ④, ⑤は同一チーム

平成 23 年 10 月 26 日～27 日

[被災自治体調査] ⑥ 福島県浪江町 (福島県二本松市)

【調査員：伊方町、松江市、薩摩川内市、敦賀市、事務局 計 5 名】

平成 23 年 11 月 15 日～16 日

[事業者調査] ⑦ 事業者調査 (東北電力㈱女川原子力発電所、

日本原子力発電㈱東海第二発電所)

【調査員：薩摩川内市、女川町、柏崎市、御前崎市、

松江市、美浜町、事務局 計 7 名】

平成 23 年 11 月 25 日

[ワーキンググループ第 2 回会議] ・調査結果概要報告

・今後の取りまとめ方針の検討 など

平成 24 年 1 月 18 日～19 日、1 月 26 日～27 日

[ワーキンググループ、各調査プロジェクトチーム代表者による報告書素案作成会]

平成 24 年 2 月 7 日

[ワーキンググループ第 3 回会議] ・報告内容の検討及び修正

・課題、問題点、今後検討すべき事項についての
検討協議 など

II 調査結果概要

1. 双葉町

(1) 被災市町の状況について

- ① 調査場所 双葉町役場埼玉支所（埼玉県加須市 旧埼玉県立騎西高等学校内）
調査期間 平成 23 年 8 月 22 日～25 日
- ② 町勢要覧
- ・人口 6,932 人（平成 22 年国勢調査）
 - ・世帯総数 2,393 世帯（平成 22 年国勢調査）
 - ・面積 51.40 平方 km
 - ・職員数 104 人（平成 22 年：福島県市町村要覧）
- ③ 原子力発電所との関わり
- ・東京電力㈱福島第一原子力発電所の 5 号機と 6 号機が立地している。
- ④ 避難状況
- ア 主な住民避難経緯
- ・3 月 12 日～19 日 川俣町（6 箇所）
 - ・3 月 19 日～30 日 さいたまスーパーアリーナ
 - ・3 月 30 日～ 旧埼玉県立騎西高等学校
- イ 避難者数（平成 23 年 8 月 19 日現在）
- | | |
|------------------|-------------|
| 県内への避難人数： | 3,089 人 |
| 県外への避難人数： | 3,904 人 |
| <u>所在不明・海外等：</u> | <u>64 人</u> |
| 計 | 7,057 人 |

- ⑤ 仮設住宅（平成 24 年 1 月 12 日現在：福島県災害対策本部ホームページ）
- ・建設戸数 764 戸
 - ・入居戸数 379 戸

(2) 通報連絡について

- ① 事業者からの連絡
- ・第 1 報、原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という）第 10 条通報、第 15 条通報の内、第 1 報、第 10 条通報とも記録がなく、第 15 条通報については固定電話への連絡はあったが、時刻など詳細は確認ができなかった。
 - ・3 月 11 日午後 5 時頃に東京電力㈱職員 2 名の派遣があり、以降、常駐して状況説明がなされた。
- ② 国・県からの連絡
- ・3 月 12 日午前 6 時 29 分に国から、FAX で 10 km 圏内の住民避難指示を受けた。
- ③ その他
- ・停電したが、非常用発電機により電源を確保した。
 - ・固定電話 1 台、FAX 1 台のみ使用可能であった。
 - ・情報は、テレビが先であった。

(3) 住民避難について

- ① 一次避難（双葉町～川俣町）
- ア 住民広報
- ・防災行政無線と広報車 1 台で、住民広報を行った。

イ 避難方法

- ・11日はすでに地震及び津波災害により、2,600人程度が双葉町内の各地区集会場に避難していた。
- ・自家用車、自衛隊の車両、ヘリコプター、国が用意したバスなどで避難した。
- ・町長自ら川俣町と連絡を取り、受け入れ先を確保した。

ウ 滞留状況

- ・国道114号線を使用し避難するよう住民広報したが、避難道路は大渋滞した。
- ・通常、1時間かかるところでは、5時間かかったという情報があった。

エ その他

- ・川俣町災害対策本部の支援により食事は確保されたが、下着類が不足していた。
- ・雑魚寝状態で、地区割りやプライバシーの確保ができなかった。

② 二次避難以降

- ・福島県へ依頼し、避難先を確保した。(さいたまスーパーアリーナ)
- ・福島県と埼玉県が調整し、次の避難先を決定した。(旧埼玉県立騎西高等学校)

③ 災害時要援護者などの対応

- ・各地区民生委員に電話で災害時要援護者の確認をするように指示した。
- ・病院患者の避難は各施設で対応し、特に双葉町は関与していない。
- ・逃げ遅れや自主的に逃げない住民は、自衛隊の車両やヘリで避難した。

④ その他

- ・3月11日午後8時50分の2km圏内の避難指示によって原子力災害と認識し、それまでは、津波被害や地震被害への対応に追われていた。
- ・住民の安否確認と町外者からの安否照会に忙殺される日々が続いた。
- ・週休1日制としているが、避難住民と同居しており不休状態が続いた。(～8月)

(4) 安定ヨウ素剤の配布・服用について

① 国・県からの連絡状況

- ・3月12日午後1時38分に国の原子力災害現地対策本部長よりFAXにて「避難所への搬入準備の状況確認と薬剤師、医師の確保に努めよ」との指示があった。

② 配布・服用状況

- ・3月12日は対応できず、2～3日後の川俣町にて配布、服用した。
- ・全体分が足らず、県が準備、調合し保健師が搬入した。
- ・特に拒絶反応などはなかった。

(5) 井戸川 克隆 双葉町長との面談(概要)

① 面談日 平成23年8月23日

② 発言概要

(原子力発電所について)

- ・従来から東京電力㈱に対して、安全対策等、お金をかけるべきところはかけてくれと、それがかえって安くつくという話をしてきた。また、トラブル・事故等があった場合、その都度、失敗に学ぶことが大事だと言ってきたが、活かされなかった。
- ・後継者、技術者を養成し、しっかり技術の継承をお願いしますと再三申し上げてきた。
- ・現在働いている人達は、数少ない本当に現場に精通した人達である。あの人は大事にしなかったら、福島第一原子力発電所はもうお手上げである。

- ・発電所に対する取組み方、体制については、プロにならないといけない。災害は起ころんなどという事、ヒューマンエラーでも起こる。自然災害ばかりではない。

(避難関連)

- ・SPEEDI が活用されなかった。避難していったところに、線量の高い地帯があり、そこでしばらく生活していたという大きな問題がある。
- ・ホールボディチェックを 8 月末から 9 月にかけて実施するが、何故 4 ヶ月も 5 ヶ月も過ぎてから行うのか。現在測った方は、ほとんど影響がないという評価をされている。

(防災関連)

- ・住民組織を作り、その中で役割分担を明記し、そしてその役割の中で動くようにする必要がある。
- ・防災訓練というのは一歩踏み込んだ訓練をした方がいいと思う。とにかく、逃げてしまえばいいわけであり、あとは何処かで集合すればいい訳だから。その集落(地区)で、隣組み単位で逃げられる体制を作つておけばいい。
- ・我が町は、防災協定、災害援助協定など、どこの町とも結んでいなかつたが、これはやっておくべきである。
- ・(災害時に) 職員が備えておくべき事というのは、皆で組織をどのように維持していくかである。

(国の対応等について)

- ・政府は避難指示を出して以降、ほとんど災害救助法の中で対応しているが、災害救助法だけでは、原子力災害の対応は限界だと感じている。
- ・今度の(原子力損害賠償)支援機構法というのがあるが、目的を見るとどうも電力会社を支援するための法律にかわってしまったのかなと、少しおかしいのではないかと思う。
- ・日本の行政は、同じ部署にいる期間が短すぎる。プロが育ちにくい環境である。

(その他)

- ・全原協でもこういう事故事例を検証するスタッフを作らないといけないのでないだろうか。全原協は、変わらなければならないと思う。
- ・原子力立地 4 町が全て避難という事は過去にもなく、被災した市町村がどれだけ苦労しているかという事を調査して欲しいと思う。
- ・これから交付金は使うための交付金ではなく、事故対応の使い方を国に認めてもらう。
- ・あるいは、事故対応の基金造成のための交付金の上積みを諮ってもらう事が大切ではないだろうか。全原協として、国に交付金のあり方の見直しを求めて欲しい。

(6) 調査写真



↑ 双葉町が災害対策本部を置く「旧埼玉県立駒西高等学校」



↑ 井戸川克隆双葉町長から原子力災害について話を伺う



↑ 双葉町職員から事故発生後の経緯などについて聴取



↑ 旧職員室に設置されている災害対策本部



↑ 避難住民は剣道場をはじめ各教室などで生活を余儀なくされている



↑ 体育館には全国から寄せられた物資が集められている



↑廊下には、住民への情報提供として雇用情報等がはり出されている



↑避難住民の食事は、地元ボランティアにより支えられている

2. 大熊町

(1) 被災市町の状況について

① 調査場所 大熊町役場会津若松出張所
(福島県会津若松市 会津若松市役所追手町第二庁舎内)

調査期間 平成 23 年 10 月 12 日～14 日

② 町勢要覧

- ・人口 11,515 人 (平成 22 年国勢調査)
- ・世帯総数 3,955 世帯 (平成 22 年国勢調査)
- ・面積 78.70 平方 km
- ・職員数 126 人 (平成 22 年 : 福島県市町村要覧)

③ 原子力発電所との関わり

- ・東京電力(株)福島第一原子力発電所の 1～4 号機が立地している。

④ 避難状況

ア 主な住民避難経緯

- ・3 月 12 日～4 月 4 日 田村市、三春町、小野町、郡山市 (計 27 箇所)
- ・4 月 3 日～ 会津若松市

イ 避難者数 (平成 23 年 9 月 30 日現在)

県内への避難人数 : 7,734 人

県外への避難人数 : 3,734 人

所在不明・海外等 : 23 人

計 : 11,491 人

⑤ 仮設住宅 (平成 24 年 1 月 12 日現在 : 福島県災害対策本部ホームページ)

- ・建設戸数 1,286 戸
- ・入居戸数 1,116 戸

(2) 通報連絡について

① 事業者からの連絡

- ・第 1 報、原災法第 10 条通報、第 15 条通報の内、第 10 条通報、第 15 条通報については、固定電話にて連絡があった。
- ・役場と原子力発電所とのホットラインは福島第一原子力発電所用、福島第二原子力発電所用が配備されていたが、手回し式の福島第二原子力発電所用のみがつながり、それを用いて福島第一原子力発電所の状況を確認した。
- ・3 月 11 日午後 8 時頃に東京電力(株)職員 2 名の派遣があり、以降、常駐して状況説明がなされた。

② 国・県からの連絡

- ・国から固定電話を用いて、3km 圏内及び 10km 圏内の避難指示について、連絡があった。(10km 圏内の避難指示については細野首相補佐官から直接指示)
- ・県独自の 2km 圏内避難指示については、県からの連絡はなかった。

③ その他

- ・町内は停電していたが、非常用発電機により庁舎内の電源を確保した。固定電話 1 台と FAX 1 台が使用可能であったが、電話は不通が多く、FAX は受信時刻のズレや未受信となることがあった。
- ・第 10 条通報後、職員がオフサイトセンターに情報収集に向かったが、オフサイトセンターが有効に機能しておらず、町単独で対応した。
- ・その後、オフサイトセンターとして隣接する福島県原子力センターが使用され、

3月11日午後4時30分頃に職員を1人派遣し、FAXなどの受信確認を行った。
・緊急事態宣言の情報は、テレビから入手するのが最も早かった。

(3) 住民避難について

① 一次避難（大熊町～田村市、三春町、小野町、郡山市）

ア 住民広報

- ・防災行政無線や広報車などを用いて住民広報を行った。
- ・防災行政無線が一部不通の箇所については、消防団を通じて連絡した。

イ 避難方法

- ・3km 圏内については、津波により早期に町内施設へ避難をしていた。
- ・10km 圏内については、隣接する田村市など 27 箇所へ避難したが、大熊町が避難情報を入手する以前に現場にて他の機関が避難を指示したため、一部で混乱が生じた。
- ・福島県からは田村市に避難するように指示があったが、実際は他町村からの受け入れもあり、避難所が満杯でたらい回しになることもあった。
- ・避難については、国土交通省が手配したバス 50 台、自衛隊車両、自家用車などで避難した。

ウ 渋滞状況

- ・避難ルートは、国道 288 号線を利用したが、幅員が狭く、他町村からの避難車両も流入したため、大渋滞した。
- ・往復 1 時間程度のところで 3 時間かかった。

エ その他

- ・警察の誘導により、一部の住民が川内村方面へ避難した。

② 二次避難以降

- ・4月3日より、会津若松市の宿泊施設などへ避難した。
- ・その後も、会津若松市・いわき市などの仮設住宅へ避難した。

③ 災害時要援護者などの対応

- ・災害時要援護者への対応は民生委員・消防団による戸別訪問を実施した。
- ・台帳未登録者への対応として、消防団による避難の最終確認を行った。

(4) 安定ヨウ素剤の配布・服用について

① 国・県からの連絡状況

- ・国、県から配布、服用の指示はなかった。

② 配布・服用状況

- ・庁舎や病院に県が整備した安定ヨウ素剤を保管しており、田村市などへ避難する際に、町内に保管してあった安定ヨウ素剤を持って避難したが、配布・服用しなかった。
- ・三春町、小野町に避難した 40 歳以下の住民の一部は服用した。

(5) 渡辺 利綱 大熊町長との面談（概要）

① 面談日 平成 23 年 10 月 12 日

② 発言概要

（これまでの防災体制関連）

- ・原子力の立地地域は国、県、事業者も含めて訓練をしていたが、実際には全く役に立たなかった。

(避難関連)

- ・必要な情報が伝わらず、11日夜にはそこまで危機的とは想えていなかった。
- ・何故危機感が働かなかったのかが反省点。
- ・避難時には、正確な情報が国から伝えられるべきだが、どこに避難するのかも分からず、県から田村方面にと言われただけ。それでも具体的に指示があったのは大熊だけと聞いている。

(住民対応)

- ・電話などが使えず、情報が入らなかつたのでテレビが唯一の情報源で、避難住民に発電所の状況を説明できない状態であった。
- ・少しの間の避難と考えていたので、貴重品などを置いてきており、数百件の空き家被害があった。国の規制は抜け道があり、正直者が被害にあうという状況ではいけない、警察がしっかり対応すべきところ。
- ・また、電話一本で避難というのではなく、本来は国が避難誘導、方法など全てすべきものである。
- ・問題なのは雇用などであり、先が見えないままで自治体機能を維持できるかということ。

(国等への要望)

- ・国、県、事業者が、本来すべきことを町がやらなければいけない状況が続いている。
- ・例えば、発電所の状況説明などは保安院や事業者がすべきだが、テレビからの情報で、町が実施していた。
- ・除染計画も何故国が作ってくれないのであるか。警戒区域には若い職員を入れたくはなく、大事なところは国がやるという基本方針を示すべき。

(その他)

- ・40年間共生してきたので、「はい脱原発」とは言えない。将来的には脱原発でいいが、資源のない国であることを踏まえ、国のビジョンをしっかりと示すように言ってほしい。
- ・今後どうするかはコスト、資源の問題もあり、私は、より安全な形での原子力はしばらく必要と考えている。
- ・なお、全原協の中でも地域によって温度差があり、脱・減・推進などの方向性をひとまとめにしていけるものなのかなと思う。

(6) 仮設住宅住民との意見交換

- ① 実施日 平成23年10月13日
- ② 場所 会津若松市 扇町1号仮設住宅
- ③ 参加者 30代以上の男女（約50名）
- ④ 発言概要

(避難状況について)

- ・事故時は消防の分団長が来て「バスで避難してくれと言われ」、電話もつながらない状態だったので、区長と分団長で一軒ずつ連絡に回った。
- ・1台目のバスに乗り切れず、2台目を待ったが、朝から準備し、避難所に着いたのは2時頃。それまで食料も何もなかった。また、当日は、おにぎり1個とペットボトル2本であった。
- ・食料の配給も最初の人は多くもらっていたが、私たちには僅か。後にはもらえない人もいた。

- ・運転手も何が何だか分からず、避難所も満杯でたらいまわしに。

(情報提供について)

- ・災害時の住民への広報の仕方がどうしても疑問だ。
- ・防災も何も分からず、みんなパニック状態で、どこに行けばいいのかも分からず逃げた。発電所から 1km くらいのところにいたが、渋滞して停まっているのに役場の人は素通りしていった。(原子力災害時ではなく、津波災害時の話のこと。)
- ・原子力発電所の事故の情報は全く入って来ず、夕方くらいに初めて気付いた。
- ・12 日朝の 6 時頃にテレビで避難指示があったが、本当かどうか役場に問い合わせても分からぬ状態。東電ならば車で 10 分の位置に事務所があったので、東京電力(株)が広報に来れば、パニックは起きなかつたはずだ。
- ・役場の避難指示はどうなつていたのか。最初は、田村に避難してくれと言つたが、バスが満杯のため乗れず、一旦、家に薬を取りに帰つて戻ると、マスクを付けた人が川内に行けと指示された。誰がどういう指示を出していたのか。(福島県が田村にと指示していたが、応援に来た警察が別の場所を指示していた模様と回答、しかし住民からはどこの人か確認したところ県庁の職員と言われたとのこと。)
- ・防災放送での広報時に「貴重品を持つように」と一言欲しかつた。2~3 日の避難と思い着の身着のまま出てきつてしまつた。多数の空き巣被害が出ている。
- ・防災無線ではバスが来ると言つてはいたが、「帰れない」とは一言も言わなかつた。何故言つてくれなかつたのか、犬も繋いだまま出て來つてしまつた。(自治体も今回の事態は考へていなかつたと回答)
- ・バス 50 台は国で用意したのか。(その通りと回答) 何もないのに準備するはずはない。国は爆発すると分かっていたはずだ。

(防災関係について)

- ・毎年防災訓練は 3km 圏内で平日に行ってはいたが、従前から休日に訓練をするよう要請してきた。休日ならば、子ども達なども訓練に参加できつたはず。とうとうやつてもらえずじまい。
- ・訓練も全ての行政区でやるべき。
- ・オフサイトセンターは役立たずだ。
- ・避難の時、携帯電話で気象サイトを見て南に逃げた。普通の時から知識を広めていかないと。

(除染関係について)

- ・除染とは、どういうことを考へているのか。除染ではなく、隔離じゃないか。最終処分先も決まっていないのに順番が逆。集めるだけで除染という言葉がおかしい。
- ・関係者に家の中にまで放射性物質が入つて来つてはいるのに(多くの民家の屋根が地震で損傷し、雨水が入つてくる状態のこと)どう除染できるのか聞いたら、出来ないと言つられた。
- ・山の除染はどうやるのか。木もダムもある。表土もどこに持つていくのか。

(原子力について)

- ・福島の事故を糧にしてもらわないと。
- ・民間がやつてはいる限り、コスト優先の考え方である。民間がやるのならば、なくした方がいい。
- ・事故を起こすべきではなかつたが、まずあんなものを造るべきではなかつた。

(仮設住宅について)

- ・温水の追い炊きが出来ない、足音が響く、トイレの照明スイッチがトイレの内側に付いている。不便を知つて作つてもらいたい。(仮設というが、何年先に帰れるか不明なので長期的に住める住宅にして欲しいとの要請)

(国への要望等)

- ・帰れないのならはっきり言うべき。除染の瓦礫もどうするのかもはっきり言わない。はっきり言わなのが一番駄目。
- ・仮設住宅の期限の2年が過ぎた後は、どこに住めばいいのか。3km内は住めるのか。大熊町には帰れるのか。
- ・帰れるという尺度は。30年後、100年後のことと言つてはいるのか。親戚も遠くに行ってしまう。帰れないならビルを建てて欲しい。
- ・集合住宅を作るといつてはいるが、そんなものはいらない。元の土地を買収して個人で家を作れるようにして欲しい。
- ・何年こういう生活をすればいいのか。帰れないなら早く言って欲しい。
- ・帰れると言うのなら、国会議員、東電役員にも3km内に住んでもらいたい。
- ・帰りたいけど、帰っても釣りも畠も山菜も仕事もない。
- ・10日間でもいいから、仮設住宅に偉い人が住んで欲しい。
- ・我々の中では、若い人は帰らないと考えている。5年後に戻れても65歳以上の限界集落になる。
- ・原子力の避難道路は最低4車線必要。
- ・子どもは口に出さないが、元の生活に戻りたがっている。学校も部活も友達も皆バラバラ。私たちは文句を言えば気が晴れるが、子どもは気が晴れない。
- ・菅直人前総理は、お遍路参りをしていると聞くが、本来は、こういうところを回って説明や意見を聞くべきではないのか。

(全原協への要請)

- ・全国の立地地域と言うが、意見交換が遅すぎる。一時帰宅する度に線量が上がる状態であり、もう住めないと感じている。私たちの痛みを感じて。
- ・原子力発電はいらない。ここにいる人(調査員)の発電所が駄目になったら、日本には住めない。間に合うくらいの電気でいい、安全にして欲しい。
- ・皆さんのがころで事故があったらどうするのか、どこに行くのか考えて欲しい。どの道路で逃げるのかも最初から決めておかないとパニックになる。
- ・電力は何かあればお金を考えてはいる。全国でも考えて欲しい。事故を絶対に起こしてはいけない、何億でも何兆でもかかろうが安全対策を。

(7) 調査写真



↑大熊町が災害対策本部を置く「会津若松市役所追手町第二庁舎」



↑渡辺利綱大熊町長から原子力災害について話を伺う



↑大熊町職員から事故発生後の経緯などについて聴取



↑仮設住宅で大熊町民の方々と意見交換



↑体育館には全国から寄せられた物資が集められている



↑会津若松市内に整備された仮設住宅

3. 檜葉町

(1) 被災市町の状況について

- ① 調査場所 檜葉町会津美里出張所（福島県会津美里市 会津美里町本郷序舎内）
調査期間 平成 23 年 10 月 12 日～13 日
- ② 町勢要覧
 - 人口 7,700 人（平成 22 年国勢調査）
 - 世帯総数 2,576 世帯（平成 22 年国勢調査）
 - 面積 103.45 平方 km
 - 職員数 114 人（平成 22 年：福島県市町村要覧）
- ③ 原子力発電所との関わり
 - ・東京電力(株)福島第二原子力発電所の 1 号機と 2 号機が立地している。
 - ・東京電力(株)福島第一原子力発電所から、南へ約 12km に位置している。
- ④ 避難状況
 - ア 主な住民避難経緯
 - ・3 月 12 日～6 月 6 日 いわき市（10 箇所）
 - ・3 月 17 日～9 月 4 日 会津美里町（8 箇所）
 - ・6 月 6 日～ いわき市（1 箇所）
 - イ 避難者数（平成 23 年 12 月 22 日現在：檜葉町復興ビジョン）
県内への避難人数： 6,255 人
県外への避難人数： 1,455 人
計 : 7,710 人
- ⑤ 仮設住宅（平成 24 年 1 月 12 日現在：福島県災害対策本部ホームページ）
 - ・建設戸数 1,234 戸
 - ・入居戸数 1,192 戸

(2) 通報連絡について

- ① 事業者からの連絡
 - ・第 1 報、原災法第 10 条通報、第 15 条通報の内、第 10 条通報のみ固定電話、FAX にて連絡があった。
 - ・町の要請により 3 月 11 日の午後 10 時 30 分頃に東京電力(株)職員 2 人の派遣があり、以降、常駐して状況説明がなされた。
- ② 国・県からの連絡
 - ・国、県からの連絡はなかった。
- ③ その他
 - ・震災直後は、ホットライン、FAX が通じていたため、東京電力(株)からの情報は、ある程度把握することが、出来ていたと思われる。固定電話については、つながりにくい状態であった。
 - ・しかし、それらが通信できなくなり、衛星電話もつながらなくなつてからは、テレビで状況を把握することになった。その後、東京電力(株)職員が常駐してからは、その職員を通じて連絡が入るようになつた。
 - ・情報は、東京電力(株)からの連絡やテレビで得ていた。

(3) 住民避難について

① 一次避難（楢葉町～いわき市）

ア 住民広報

- ・屋外に設置している同報系防災無線（屋外拡声器）、職員や消防団員の巡回により、住民広報を行った。

イ 避難方法

- ・3月12日午前5時44分に内閣総理大臣が福島第一原子力発電所から10km圏内の避難を指示したことから、楢葉町はその区域外ではあるものの、避難区域拡大を懸念し、災害対策本部会議を開催して単独の避難について検討した。
- ・道路事情などを勘案し、町の生活圏内である「いわき市」に避難することを決めた。
- ・いわき市長へは、町長が直接電話で交渉し、避難場所を確保した。
- ・自主避難が可能な住民は、自家用車で避難した。

ウ 滞留状況

- ・通常20～30分で行けるところで、約4時間かかった。
- ・国道6号は3～4箇所で陥没があり、通行不能であった。

② 二次避難以降

- ・避難所としていたいわき市内の各小中学校が再開することなどから、3月16日から姉妹都市を締結している会津美里町へ段階的に移動した。

③ 災害時要援護者などの対応

- ・自主避難が困難な住民については、町所有のマイクロバス5～6台でピストン輸送した。
- ・避難は、3月12日午後3時頃には概ね完了しており、午後3～4時頃に国の手配によるバス（約20台）が役場に到着したが、施設入所者・要援護者などが2～3台を使用するにとどまった。

④ その他

- ・町の移動系防災無線は通信可能であったが、町内での災害が多発したため、回線がパンク状態であった。

(4) 安定ヨウ素剤の配布・服用について

① 国・県からの連絡状況

- ・国、県からの配布、服用の指示はなかった。

② 配布・服用状況

- ・3月15日、町の判断で40歳未満の住民へ、服用については改めて指示することを伝え、ヨウ素剤を配布した。
- ・町から配布したもの、服用指示は出しておらず、回収していない。

(5) 草野 孝 楢葉町長との面談（概要）

① 面談日 平成23年10月12日

② 発言概要

（原子力災害について）

- ・避難については、まさかこんなに長くなるとは思わなかつたが、水素爆発を起こしてからは、ちょっと長くなるなとは感じていた。
- ・中が爆発したかと思ったが、水素爆発であった。しかし、被ばくを起こした訳だからやはりこれは大変な事故である。

- ・原子力に対しては、完全防備をしておけばよかったが、今まで実施してきたといつても完全ではなかった。
- ・今回の津波は想定外といわれるが、どの程度まで津波防備をやっていたかというと、想定していたのは6、7m程度。
- ・高いところにあるから、そんなに問題ないだろうという考え方があまかったのであろう。そんなに高い津波はこないだろうという想定だった。ところが、14～15mだった。うちの2階建の下水処理場が波を被ったんだから、あの辺の海岸ぶちの地元は全部やられてしまった。全くとんでもない津波だった。
- ・地震も大きかった。あんなに大きい地震は生まれて初めてだった。檜葉町本庁舎は、大丈夫であったが、地盤がずれて段差ができている。

(全町避難指示について)

- ・3月12日午前8時に町独自で全町避難指示を判断した。
- ・これは、原子力の事故だから、避難指示が、20km、30kmまでいくかもしれないぞと、それで我々はまだ避難指示が出ないうちに、いわき市に避難した。
- ・津波で家屋を流された人たちはまとまって福祉会館におり、その人たちも一緒に避難させたが、避難させてよかったです。その後ドーンと（1号機が）爆発した。
- ・ガソリンがないので、移動（避難）するのに苦労した。
- ・いわき市の小中学校に避難していたが、学校が始まる事もあったので、姉妹都市である会津美里町長さんにお願いし、受け入れていただいた。

(補償問題等)

- ・東電の補償金関係書類、請求書は難しすぎる。もう少し簡素化すべきである。
- ・補償問題はしっかりと対応して欲しい。

（6）調査写真



↑檜葉町が災害対策本部を置く「会津美里町役場本郷庁舎」



↑正面玄関には「檜葉町会津美里出張所」の表示がされ、1階・3階を使用している



↑草野孝檜葉町長から原子力災害について話を伺う



↑檜葉町職員から事故発生後の経緯などについて聴取



↑職員は議場をはじめ、3階フロアに分散し業務を行っている



↑1階には避難住民の対応窓口が設置されている



↑警戒区域内の檜葉町役場



↑檜葉町役場に設置されていたホットライン（上：福島第一原子力発電所用、下：福島第二原子力発電所用）

4. 富岡町

(1) 被災市町の状況について

① 調査場所 富岡町役場（福島県郡山市 ビックパレットふくしま内）

調査期間 平成 23 年 10 月 18 日

② 町勢要覧

人口 16,001 人（平成 22 年国勢調査）

世帯総数 6,141 世帯（平成 22 年国勢調査）

面積 68.47 平方 km

職員数 141 人（平成 22 年：福島県市町村要覧）

③ 原子力発電所との関わり

・東京電力(株)福島第二原子力発電所の 3 号機と 4 号機が立地している。

・東京電力(株)福島第一原子力発電所からは、南約 8km に位置している。

④ 避難状況

ア 主な住民避難経緯

・3 月 12 日～3 月 16 日 川内村（約 20 箇所）

・3 月 16 日～ 郡山市

イ 避難者数（平成 23 年 10 月 11 日現在）

県内への避難人数： 10,205 人

県外への避難人数： 5,681 人

計 : 15,886 人

⑤ 仮設住宅（平成 24 年 1 月 12 日現在：福島県災害対策本部ホームページ）

・建設戸数 1,882 戸

・入居戸数 1,397 戸

(2) 通報連絡について

① 事業者からの連絡

・福島第一原子力発電所から、第 1 報、原災法第 10 条通報、第 15 条通報とも記録がなく、連絡の有無は確認できなかった。

・3 月 11 日夜に東京電力(株)職員 2 名の派遣があり、以降、常駐して状況説明がなされた。

② 国・県からの連絡

・国、県からの連絡はなかった。

③ その他

・福島第二原子力発電所については、第 1 報、第 10 条通報、第 15 条通報があった。

・震災により役場庁舎が停電し、非常用発電機も稼働しなかったため、隣接の施設（富岡町文化交流センター学びの森）を臨時の災害対策本部とした。

・福島第一、第二とのホットラインはつながっていたが、第一とはつながりにくく、3 月 12 日未明からは不通となつた。

・地震、津波対応でオフサイトセンターに職員は派遣できなかった。

・川内村（一次避難先）は 3 月 16 日まで NTT の地上回線が不通であり、衛星電話 1 台のみが唯一の通信手段であった。

・情報収集は、テレビなどのマスコミからであった。

(3) 住民避難について

① 一次避難（富岡町～川内村）

ア 住民広報

- ・防災行政無線や消防団車両などを用いて住民広報を行った。

イ 避難方法

- ・3月12日早朝、福島第一原子力発電所から10km圏内の住民避難のテレビ報道及び隣接の大熊町が防災行政無線で住民避難の呼びかける放送を行っているのを職員が聞いたため、住民避難を決断した。
- ・避難受け入れ先は町長自ら川内村長に受入れ要請した。
- ・国からのバス派遣はなく、主に町所有バスや民間会社のバスによってピストン輸送した。
- ・避難のためのバスを十分に用意できなかつたため、自主的に自家用車で避難した者もいた。

ウ 滞留状況

- ・川内村に向かう道は一本しかなく、避難道路は大渋滞した。
- ・通常30分のところ、3時間以上かかった。

エ その他

- ・3月14日の福島第一原子力発電所3号機の爆発を目にした住民は、さらなるパニックに陥った。
- ・3月15日午前2時頃に衛星電話で保安院の平岡次長と話をし、20km圏内は屋内退避を継続することを確認した。そして深夜に町長自ら住民の説得を行つた。

② 二次避難以降

- ・当初6,000人程が川内村に避難したが、3月15日中に約3,000人が自主避難した。
- ・3月16日朝、川内村長と協議し、郡山市の県施設（ビックパレットふくしま）に移動を決断した。
- ・住民受け入れの申し出のあった埼玉県杉戸町（姉妹協定都市）が用意したバス7台などを利用した。

③ 災害時要援護者などの対応

- ・避難時に連絡できなかつたが、区長、民生委員が自主的に避難の声掛けをした。
- ・病院患者は基本的に自前で準備したマイクロバスなどを使用し避難した。重病患者については、救急車で搬送した。
- ・ストレッチャーが必要な患者などは速やかな移動ができず、3月12日以降に警察、自衛隊の助力で避難した。

④ その他

- ・3月15日、福島第一原子力発電所から20km圏内の避難指示を受け、警察本部が撤退を命令した。富岡警察署員などは川俣町に退去するとのことであったが慰留を強く求め、最終的には警察関係者12名が残り郡山市まで先導した。

(4) 安定ヨウ素剤の配布・服用について

① 国・県からの連絡状況

- ・国、県からの配布、服用の指示はなかつた。

② 配布・服用状況

- ・役場で保管管理していた安定ヨウ素剤を避難時に持ち出し、各避難所に配置した。
- ・配布を要望した住民には注意事項などを記載したパンフレットを付け、服用は自己判断を条件に配布した。（100人程度に配布）
- ・三春町に避難した住民は、他市町村の住民と共に配布され、服用した。

(5) 遠藤 勝也 富岡町長との面談（概要）

① 面談日 平成 23 年 10 月 18 日

② 発言概要

（当時の状況）

- ・国からの伝達、指示は一切入ってこない。
- ・現地の首長の役割として、初期対応、空白の 30 分は自ら判断しなければならない状況。
- ・3 月 11 日、午後 10 時頃、温度と圧力が上昇という連絡があり、一睡もせずにテレビを見ていたが、国、県、事業者から連絡が来ない中で一夜を過ごした。
- ・通信網が全くつながらず、テレビで内容を見ていた。どこからも情報がなかった。

（津波対応）

- ・3 月 11 日、午後 2 時 46 分の大津波警報を受け、最初の指示は浜の 4 行政地区の区長に災害弱者を一刻も早く救出するようにお願いした。
- ・ハザードマップに災害弱者の記載もあり、すぐに探してもなかなか見つからなかつたが、とにかく優先で救出し、津波ではほとんど被害がなかつた。
- ・津波については、防災行政無線やハザードマップが機能しており、参考になるのではないか。

（原子力災害に伴う避難関連）

- ・福島第二で 10km 避難指示が出され、その後、仮設電源を使って防災無線で川内村への避難指示を出した。
- ・バスの確保指示を出したが、1 台もなかつたため、町有のマイクロバスをかき集め、集会所に行った。

（これまでの訓練対応等）

- ・訓練はしていたが、これまで大きな事故につながることは想像しておらず、初期対応として最終的に冷却できるという想定で繰り返し訓練していた。
- ・日頃の訓練は役に立たなかつた。

（国の対応、要望等）

- ・初期対応が適切だったかということについて、疑問と不信がある。今もって明らかにされていない。
- ・国の対応はスピード感がなく、同時に、原子力に対する危機管理のなさが問題である。
- ・日本の行政システムそのものを変えないと安全は確保できない。
- ・国の担当者は 2 年で代わってしまい緊張感がない。保安院とエネ庁の交流も問題。
- ・原子力安全委員会が全く機能していない。顔が見えない。
- ・原子力の組織は形骸化しており、一番の責任者である原子力安全委員会には、憤りを感じる。

（原子力発電所に対する意見）

- ・高経年化プラントの影響はなかつたか、本体が大丈夫でも配管はどうだったか、しっかりと評価することが必要である。
- ・津波については一切、対策が取られておらず、国の大きな責任がある。
- ・福島の事故は、地震国日本においては対岸の火事ではない。福島の事故を十分に検証し、最大の安全確保をしなければ動かすべきではない。
- ・防潮堤、外部電源の多重化・高所化、建屋の水密化が不可欠。津波対策を万全にしなければならない。

(6) 調査写真



↑富岡町が災害対策本部を置く「郡山市ビックパレットふくしま」



↑「ビックパレットふくしま」の敷地内にはプレハブが設置され、富岡町と川内村の職員が業務を行っている



↑富岡町職員から事故発生後の経緯などについて聴取



↑職員は、ホールをはじめ各事務室を利用し業務を進めている



↑ホール内にはボランティアに関する情報などがはり出されている



↑郡山市内に整備された仮設住宅

5. 南相馬市

(1) 被災市町の状況について

① 調査場所 南相馬市役所（福島県南相馬市）

調査期間 平成 23 年 10 月 19 日

② 市勢要覧

人口 70,878 人（平成 22 年国勢調査）

世帯総数 23,640 世帯（平成 22 年国勢調査）

面積 398.50 平方 km

職員数 848 人（平成 22 年：福島県市町村要覧）

③ 原子力発電所との関わり

・福島第一原子力発電所からは 10km 以上離れており、従来の防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（以下、「EPZ」という。）の圏外であることから原子力防災計画を策定していない。

・東北電力㈱浪江・小高原子力発電所の建設予定地で、平成 28 年度に着工、平成 33 年度に運転開始予定であった。

④ 主な住民避難経緯（一部地域）

ア 住民避難経緯

・3 月 12 日～10 月 1 日 市内（48 箇所）

・3 月 15 日～ 市外（188 箇所）

※南相馬市役所が避難区域に入っていないため、行政機能は移転せず。

イ 避難者数（平成 23 年 10 月 19 日現在）

県内への避難人数： 10,505 人

県外への避難人数： 18,912 人

所在不明・海外等： 3 人

計 : 29,420 人

⑤ 仮設住宅（平成 24 年 1 月 12 日現在：福島県災害対策本部ホームページ）

・建設戸数 2,529 戸

・入居戸数 2,179 戸

(2) 通報連絡について

① 事業者からの連絡

・東京電力㈱と安全協定を結んでおらず、第 1 報、原災法第 10 条通報、第 15 条通報のいずれも連絡がなかった。

② 国・県からの連絡

・国、県からの連絡はなかった。

③ その他

・電話はほぼ不通状態であり、市庁舎の通信手段は衛星電話 1 台のみであった。

(3) 住民避難について

① 一次避難（南相馬市～避難区域外の市内及び市外）

ア 住民広報

・3 月 13 日午前 6 時 30 分に防災行政無線、広報車などを用いて原子力災害に伴う住民への避難指示を行ったが、被災した防災行政無線もあり十分に情報提供できなかった。

- ・防災行政無線や広報車での住民広報は聞き取りにくく、放送後、市役所に内容の問い合わせが殺到した。

イ 避難方法

- ・避難先や避難手段については福島県に依頼したが対応が遅く、独自で確保した。
- ・すでに国などにより他市町村の避難で使用されていたため、バスの確保は困難を極め、多くの住民は自家用車などで避難した。
- ・市内ではバス会社 1 社のみが対応可能であり、バス 8 台（延べ 43 台）で福島市へ避難した。
- ・あわせて市独自に新潟県に避難受け入れ要請を行い、避難先とバスが手配された。
- ・東京都杉並区、茨城県取手市及び群馬県からも協力があった。

ウ 滞留状況

- ・ガソリンスタンドの給油待ちなどで滞留が発生していた。

② 災害時要援護者などの対応

- ・病院患者については初期段階では病院による患者搬送を実施し、3月 17 日から 3月 20 日に自衛隊車両により搬送した。（市立総合病院）

③ その他

- ・地震発生直後は地震及び津波に伴う避難のため、市内各避難所を整備した。
- ・3月 12 日午後 6 時 25 分に発出された 20km 避難指示は南相馬市内にも対象地域があるにもかかわらず、原子力災害対策本部の指示書に南相馬市の記載はなく、国、県からの指示はなかった。
- ・3月 14 日午後 10 時頃、駐留していた自衛隊が 100km 圏外への避難を呼び掛けながら撤退したことにより、市民に混乱が生じた。県に確認したところ、屋内にとどまるようにとのことであったため、避難所に伝えるとともに防災行政無線で呼び掛けた。
- ・県庁内部の意思疎通はできていおらず、指示に従い避難誘導をしても避難先の学校が聞いていないなどの対応も見受けられた。
- ・県内旅館やホテルへの二次避難の段階で、県の指示による避難が実施された。
- ・避難所においては避難者の移動が激しく人数把握が難しかったため、物資の配布に困難が生じ、物資の供給も十分できなかつた。
- ・設備の整っていない施設も避難所として利用しなければならなかつたため、不便な避難所もあり、避難所によって運営が異なることに対する不満もかなりあつた。
- ・災害対応する職員も不足し、各避難所に職員を配置することができなかつたことに対する苦情も多く寄せられた。

(4) 安定ヨウ素剤の配布・服用について

① 国・県からの連絡状況

- ・国・県からは 3 月 16 日に服用指示を受けた。

② 配布・服用状況

- ・3月 12 日午後 4 時からの市災害対策本部会議で小高地区への配布を決定したが、その後の避難指示の拡大に伴い、住民避難対応のため配布ができなかつた。
- ・3月 12 日避難用のバスが不足したため、避難所で待っていた住民がいたことから、希望者には市職員が服用方法を説明し配布したが、服用確認はしていない。
- ・3月 14 日午前 11 時の市災害対策本部会議でも再配布を決定したが、その後、自衛隊が撤退したことに伴い再度避難が始まったため、配布できなかつた。

(5) 桜井 勝延 南相馬市長との面談（概要）

① 面談日 平成 23 年 10 月 19 日

② 発言概要

(原子力災害について)

- ・今回の原子力災害により、71,000 人いた市民の 60,000 人が避難を余儀なくされ、未だ解消されていない。40,000 人は戻ってきたが、30,000 人は、今なお市外への避難を余儀なくされている。
- ・こういうことが原子力発電所事故で起こるのであり、原子力発電所とは共存できないと決断した。
- ・原子力発電所関連の交付金も辞退しており、もらえるものはもらって復興に当てるべきではという意見もある。
- ・小高区は全員が避難しており、全ての事業所が再開できる状況になっておらず少々のお金で妥協できるものではない。
- ・住民の命のみならず、生活も脅かされている。
- ・原子力発電所事故はどこでも起こりうるということを考えていかなければならない。
- ・脱原発の方針を掲げていることで、様々な意見をいただき、エネルギー政策をどうするのかと問われる場合もあるが、我々以上に国家レベルの問題だと思う。
- ・脱原発の方針は、市民の命を守るのが行政であるとの思いと、この地に市民の帰還を促すためである。
- ・当初は、原子力発電所事故を克服していくと言い続けていたが、長期化している状況では、現実を踏まえて判断せざるを得ない。
- ・脱原発については、どこの立地町であれ、議論の余地はないと思っているが、残念ながら声が大きくなっているとは思えない。
- ・東京では再稼働という動きもあるが、ある意味危険である。原子力について、変える方向への思考がゼロということ、新しいものを作っていくことという思考がゼロということではないか。
- ・南相馬市は日照時間が長く、太陽光の導入に有利だが、そういう方向性が今までなかつたのは、やはり電力供給が独占であり、売電はあくまで余剰電力というものでしかなかつたからではないのか。
- ・電源立地は原子力でなくともよく、幅広く助成すべきであり、そうすることで多様性を持った電源が出来たはずである。
- ・電源交付金は、財政を一時的に豊かにするものであるが、一方で危険を背負い込んでいる。
- ・ホールボディカウンターやゲルマニウム半導体検出器を買ったが、なぜこんなことをしなければならないのか。
- ・余計なものを背負い込まれてしまっている。やる必要のないことをやらされている。
- ・こういうことが起こりうるということ、我々のところで起こった問題ではあるが、皆様のところでも起こってしまってからでは遅い。参考にして欲しい。
- ・慎重には慎重を期して、持続可能な社会の実現に向けて、電力会社と国との関係を見直していかなければならない。
- ・一番貧乏くじを引くのが、立地市町村と周辺市町村である。

(国の対応、要望等)

- ・国は右往左往している。今まで上意下達だったが、今、我々に強く言える立場

はない。

- ・我々に対して、適切な指導をするためのノウハウがないということであり、日本政府は真摯に受け止めていかなければならない。
- ・ややもすると東日本大震災と同じように収束させたいと思っているのではないかと感じてしまう。
- ・住民や現場を最優先に考えてもらわなければならない。

(その他)

- ・立地市町村じゃなくてもこういうことが起こる。近ければ近いほど線量も高く、喪失感が出てくる。
- ・立地市町村は、地域住民の命を最優先に、国及び事業者に対して、厳格に安全管理を徹底するよう強く要請していかなければならない。
- ・安全協定を結んでいる以上、徹底的に監視できる体制が必要である。
- ・今までの生活が崩れ、積み上げたものを全て失う。何なんだろうと思う。
- ・原子力は人が制御できないことが分かった。絶対に同じことを繰り返してはいけない。

(6) 調査写真



↑南相馬市庁舎



↑桜井勝延南相馬市長から原子力災害について話を伺う



↑南相馬市職員から事故発生後の経緯などについて聴取



↑災害対策本部前には、様々な資料が張り出されている

(6) 調査写真



↑職員は事故に伴う業務や住民対応に追われている



↑事故後、国内で初めて設置された除染対策室



↑警戒区域の境界では警察による取り締まりが行われている



↑太平洋から約3km離れた国道6号線横にも漁船が流され、津波の遡上範囲の広さを確認できた

6. 浪江町

(1) 被災市町の状況について

① 調査場所 浪江町役場二本松事務所

(福島県二本松市 福島県男女共生センター内)

調査期間 平成 23 年 10 月 26 日～27 日

② 町勢要覧

人口 20,905 人 (平成 22 年国勢調査)

世帯数 7,176 世帯 (平成 22 年国勢調査)

面積 223.10 平方 km

職員数 179 人 (平成 22 年：福島県市町村要覧)

③ 原子力発電所との関わり

・福島第一原子力発電所が立地している双葉町、大熊町に隣接している自治体で町の一部が EPZ 圏内に入っている。

④ 主な住民避難経緯

・3 月 12 日 町内 (10km 圏外)

・3 月 12 日～3 月 15 日 町内 (20km 圏外)

・3 月 15 日～ 二本松市

イ 避難者数 (平成 23 年 10 月 12 日現在)

県内への避難人数： 14,184 人

県外への避難人数： 7,216 人

所在不明・海外等： 34 人

計 : 21,434 人

⑥ 仮設住宅 (平成 24 年 1 月 12 日現在：福島県災害対策本部ホームページ)

・建設戸数 2,847 戸

・入居戸数 2,146 戸

(2) 通報連絡について

① 事業者からの連絡

・東京電力㈱とは福島第一原子力発電所に係る通報連絡に関する協定を結んでいたが、第 1 報、原災法第 10 条通報、第 15 条通報のいずれも連絡がなかった。

・福島第一原子力発電所から役場までは約 7～8km 程度であり、道路も通行可能であったが、誰も状況説明に来なかつた。

・発災数日後から東京電力㈱の職員 1 人が常駐した。

② 国・県からの連絡

・国、県からの連絡はなかつた。

③ その他

・地震直後は津波対応に追われており、3 月 12 日にテレビにて原子力発電所事故が起こっているのを知った。

・停電したが、非常用発電機で電源を確保した。

・震災当時、避難指示の際に電話などを使用しており、通信手段はある程度確保されていた。

(3) 住民避難について

- ① 一次避難（荔野小学校など（10km 圏外）～浪江町津島支所など（20km 圏外））
 - ア 住民広報
 - ・防災行政無線、広報車、行政区長及び消防団を通じて住民広報を行った。
 - イ 避難方法
 - ・町が直接交渉したバス会社と、独自の判断で来た民間会社のバス計 5～6 台及び自家用車などで避難した。
 - ウ 滞留状況
 - ・避難に使用できる道は国道 114 号線しかなく、交通が集中し、通常 30～40 分のところ、3～4 時間かかった。
 - エ その他
 - ・3 月 12 日に自主判断で、20km 圏外への避難を指示した。
 - ・地震による土砂災害で孤立した集落には、電話にて避難の指示を出した。
 - ・土砂崩れで孤立した集落では、自前のトラクターで土砂を撤去して避難した者もいた。
- ② 二次避難以降（津島支所（20km 圏外）～東和文化センターなど（二本松市内））
 - ・避難所が少なく、入り切れない住民がいた。
 - ・テレビなどの情報から原子力発電所の状況が悪くなっていることから、さらなる避難を判断した。
 - ・町長、議長が 3 月 15 日の早朝に二本松市長のところへ行き、避難を受け入れてくれるよう頼み、同日、一斉避難した。
 - ・福島県にバスを 50 台要請したが、結局来なかつたため、独自に民間バスを手配した。
 - ・ホテル、旅館などの二次避難所の数が 220 箇所にもおよび、職員が配置できず、情報伝達ができなかつた。
- ③ 災害時要援護者などの対応
 - ・大変混乱しており、役場として要援護者の対応は不可能であった。
 - ・町内に要援護者施設が 2 施設、約 200 人が入所しており、県がバスを手配するも結局バスは来ず、各施設で独自に対応した。
 - ・町内には、個人病院が 1 箇所あるが、当初、院長は重症患者が多く動かすことのリスクから避難を拒んでいたが、再三説得し避難した。
- ④ その他
 - ・避難後の東京電力㈱からの支援物資について、立地町と隣接町では待遇に差があつた。

(4) 安定ヨウ素剤の配布・服用について

- ① 国・県からの連絡状況
 - ・国、県から配布、服用の指示はなかつた。
- ③ 配布・服用状況
 - ・町で 25,000 丸保管しており、いつでも服用できるように避難所に医師が同行していたが、服用はしなかつた。
 - ・依頼を受け、南相馬市に 7,000 丸譲渡した。

(5) 馬場 有 浪江町長との面談（概要）

① 面談日 平成 23 年 10 月 26 日

② 発言概要

（これまでの防災体制関連）

- ・東京電力㈱と福島県と浪江町で防災に関する三者協定を結んでいたが、国も含めて一切の連絡が無かった。
- ・通常時は東京電力㈱から些細な問題でも連絡があったにも関わらず、今般の事故の際に一切の連絡がなかったということは、责任感がないということ。
- ・地震直後は津波による行方不明者の方の対応などに追われ、原子力発電所事故というものが頭になかった。当初は、徹夜で対応していた。
- ・原子力発電所の事故ということであれば、バスの手配や食糧の準備、燃料の確保など、色々準備することができた。
- ・我々に情報を的確に伝える方法、情報伝達の機関に不備があったことが、第一の問題。

（避難関連）

- ・避難道路としては、国道 6 号線、114 号線、288 号線があったが、国道 6 号線は陥没して通れず、福島第一原子力発電所に近づく 288 号線は使えない。結局、避難に使用できる道路が、国道 114 号線一本しかなかった。
- ・結果、大渋滞となり避難者がばらばらになってしまった。
- ・国や県から避難指示があれば、高線量の地帯に留まることはなかったと思う。

（住民対応）

- ・避難所への炊き出しを実施した際に、あまりにも人数が多くて配れなかった。

（事故を通しての教訓）

- ・原子力発電所に対して、立地の職員と県の職員が立入調査などを一緒に行うが、第三者の専門家の方々にも入っていただくべきである。
- ・複合災害ということも想定した中でのマニュアル整備も必要である。

（国等への要望）

- ・大臣はいまだに説明に来ない。国はしっかりと説明責任を果たすべき。
- ・支援物資に立地と隣接で差があった。

(6) 調査写真



↑浪江町が災害対策本部を置く「福島県男女共生センター」



↑浪江町役場は二本松事務所のほか、3ヶ所にも出張所を置いている（調査日現在）



↑馬場有浪江町長から原子力災害について話を伺う



↑浪江町職員から事故発生後の経緯などについて聴取



↑職員は、研修ホールを利用し事故に伴う業務や住民対応に追われている



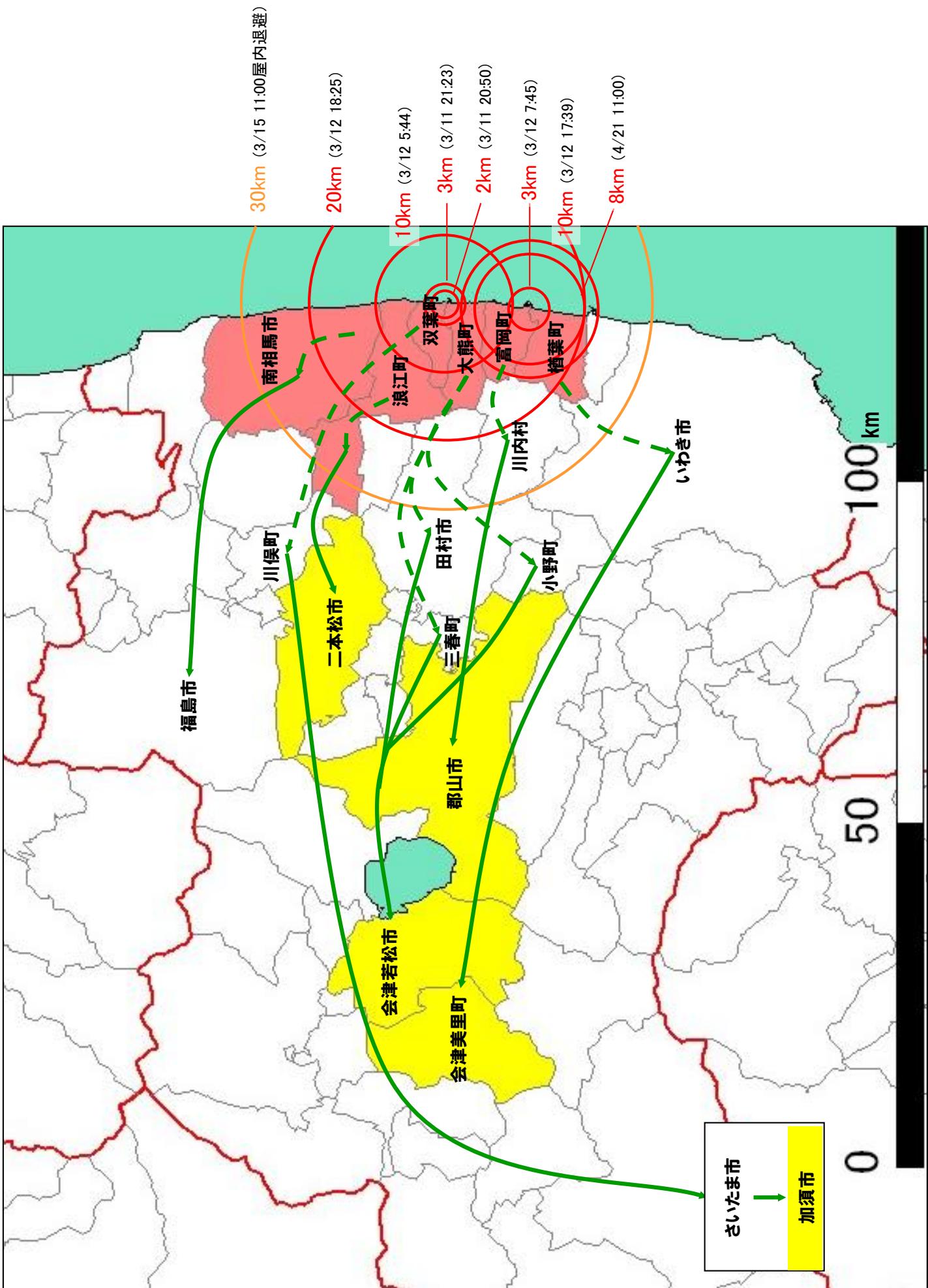
↑職員は、業務場所を確保するため 2 階通路スペースをも活用している



↑1階には避難住民の対応窓口が設置されている



↑福島市内に整備された仮設住宅



III 課題・問題点と検討の方向性

被災市町村においては、防災計画上、想定外の「行政機能移転」や自治体の区域を超える「広域避難」というこれまでにない過酷な状況に追い込まれた。こうした大規模な複合災害は、市町村だけでは対応は不可能であるが、今回、国の初動対応の混乱により、市町村が行う住民対応は極めて困難な状況であった。本来、市町村のみで対応ができない大規模災害時は、国が全面的に主導し、道県が他の都道府県を含めた関係機関と連携しながら、的確に市町村に情報伝達しなければ、迅速な住民対応は不可能である。

今回の原子力災害では、多くの課題、問題点があり、当然のことながら市町村だけの検討事項ではなく、国、道県における抜本的な危機管理体制の強化が不可欠となっている。現在、政府や国会に設置された委員会において、事故の調査・検証が行われているが、原子力発電所事故の原因調査のみにとどまらず、国の初動対応を含めた原子力防災体制における問題についても十分に調査・検証を行い、検証を踏まえた体制強化を図るべきである。

また、これまでの法の枠組みをも超える災害であり、特別法の必要性も含め、新たな法整備が必要である。

今回の調査によって抽出された課題・問題点とその検討の方向性について、以下のとおり示したい。

1. 情報連絡及び住民などへの広報について

(1) 情報連絡について

① [課題・問題点]

- ・ 国や県からの情報連絡はほとんどなく、今回調査を行った市町（以下、「市町」という）は、避難指示すらテレビ報道などからの情報に頼る状況であった。
- ・ 事業者からの通報連絡については、一部はホットラインにより連絡がなされるとともに、職員派遣などにより説明がなされたが、内容については災害対策を行う上では不十分なものであった。
- ・ 周辺の市町に対しては、事業者からの通報連絡や職員派遣も無く、情報連絡に格差があった。
- ・ 県や自衛隊、警察など、機関によって指示内容や行動が異なる事例があり、市町に混乱が生じた。

[検討]

- ・ 今回の情報連絡体制について、国や道県は検証を行い、迅速に情報連絡ができる体制や各防災関係機関が確実に情報共有できる体制を早急に構築すべきである。
- ・ 各防災関係機関の専用無線などは、大規模災害時においても機能していたと考えられることから、情報共有に有効に活用できるよう検討すべきである。
- ・ 事業者においても、避難措置を考えられる周辺市町村も含め、市町村が防災対策を行うために必要な情報を迅速に連絡できるよう、通報連絡体制の抜本的強化を行うべきである。
- ・ 特に立地市町村と周辺市町村で情報格差が出ないよう、より広域的なソフト面・ハード面での対策が必要である。

② [課題・問題点]

- ・ 大規模災害による停電や通信不良に伴い、国・県・市町及び事業者の通信網が機能不全に陥った。

[検討]

- ・ 大規模災害時や停電時にも確実に情報連絡ができるよう、国・道県・市町村及び事業者間において、衛星電話の配備や保安電話の活用など、通信網の強化や多重化を早急に図るべきである。

③ [課題・問題点]

- ・ 3月12日午後6時25分に原子力災害対策本部が、20km圏内の避難指示を行ったが、南相馬市などは一部が20km圏内に該当するにもかかわらず、指示書に記載はなかった。

[検討]

- ・ 国は市町村の位置関係さえ十分に把握できず、迅速的確に避難指示が行えなかつたと考えられることから、今回の避難指示に係る問題点を検証し、あらかじめ迅速に対応するための体制を検討しておくべきである。

(2) 住民等への広報について

④ [課題・問題点]

- ・ 国及び事業者の情報公開は適切性を欠いており、多くの国民に疑念や不信感を抱かせた。
- ・ 市町では情報が不足していたため、住民への情報提供が不十分となった。また、専門的・技術的な内容を自治体が住民に説明しなければならなかつた。
- ・ 各市町とも住民に対して、防災行政無線や広報車などで一定の広報を行っていたが、屋内退避中などの場合は内容が聞き取りにくい状況であった。

[検討]

- ・ 原子力災害時における国民への情報提供は国が直接行うべきであり、報道発表や住民広報を行う広報担当者を市町村に派遣する体制を構築すべきである。
- ・ 国は、大規模災害時や停電時においても確実に広報できる情報端末の配備など、住民への情報伝達システムを構築すべきである。
- ・ 防護対策区域の拡大に伴う防災行政無線の追加配備についても、国の責任において実施すべきである。

2. 防災体制等について

(1) 防災体制について

⑤ [課題・問題点]

- ・ 国からの情報・指示が来ない中で、市町が独自に判断を迫られる事態となつたが、規模の小さい市町では原子力を専門に理解する職員がいなかつた。

[検討]

- ・ 国及び事業者は、原子力災害時に市町村の防災対策に必要な情報提供、助言を行うため、市町村の災害対策本部への要員派遣を法律に位置付けるべきである。
- ・ 市町村としても原子力を専門的に理解する職員を確保する必要があり、国は要員確保や研修などの職員養成に対する支援及びそれに必要な財政支援を行うべきである。

⑥ [課題・問題点]

- これまで複合災害を想定していなかったことから、原子力防災対策が有効に機能しなかった。また、震災発生直後は、地震・津波といった一般災害への対応に多くの注意が向けられていた。

[検討]

- 市町村はこれまでの原子力防災計画を実効性のある計画に見直す必要があり、国は計画策定に必要な事項について、今回の原子力災害を踏まえた具体的なガイドラインを早急に示すべきである。
- 原子力防災計画については、複合災害時においても有効に機能できるよう、見直しを検討していく必要がある。
- 国、道県、市町村の防災従事者の意識改革などに取組む必要がある。

⑦ [課題・問題点]

- 国は、統合対策本部の設置や、計画的避難準備区域、緊急時避難準備区域を設定するなど、法律の規定にはない災害対応を行い、混乱を招いた。

[検討]

- 国は早急に今回の初動対応についての検証を行い、防災指針や危機管理体制などを抜本的に見直すべきである。

⑧ [課題・問題点]

- 複合災害の発生に加え、警戒区域が設定されたことから、迅速に行方不明者の捜索・救助活動を行えなかつた。

[検討]

- 高線量地域での行方不明者の捜索・救助活動については国が責任を持って行うべきであり、迅速に捜索・救助を行える体制の検討や、遠隔による捜索などの技術確立に取組むことを検討すべきである。

⑨ [課題・問題点]

- 屋内退避区域の医療の体制整備が不十分であった。

[検討]

- 国は広域的な医療の受け入れ体制について検討すべきである。

⑩ [課題・問題点]

- 今回の原子力災害では、長期間・広範囲にわたる対応を余儀なくされており、市町の職員に大きな負担がかかっていた。

[検討]

- 災害発生時には住民はもとより職員の健康管理を図るため、保健師、精神科医などの配置が必要である。
- また、国職員や専門家等の技術的内容を説明できる者を市町村へ速やかに派遣するなど、職員の負担を軽減できるようなバックアップ体制を構築する必要がある。

(2) オフサイトセンターについて

⑪ [課題・問題点]

- ・ オフサイトセンター（以下、「OFC」という。）が地震により機能喪失し、要員の参集も適切に実施できなかった。
- ・ その後の福島第一原子力発電所3号機の爆発などにより撤退を余儀なくされ、原子力災害時の拠点施設が機能しなかった。

[検討]

- ・ 今回の原子力災害において、防災拠点となる OFC が全く機能しなかった原因を検証し、参集要員など体制も含め、OFC のあり方を再構築すべきである。
- ・ 防災拠点となる OFC は、電源喪失や線量上昇に対応できる施設とすることや、通信設備の多重化などの抜本的な設備強化、代替施設の確保などを早急に検討すべきである。

⑫ [課題・問題点]

- ・ 市町は、地震・津波による住民対応に全労力を取られ、OFC に要員を派遣することが出来なかった。

[検討]

- ・ OFC に確実に情報が集約できる体制を早急に構築し、国、道県は各機関との通信設備の強化も含めた対策を実行すべきである。
- ・ 市町村においては、大規模災害時は住民対応のため要員派遣ができない可能性があるが、住民の避難、健康被害に直結する情報収集は重要であることから、その情報を正確に伝達できる体制を整える必要がある。

(3) SPEEDIについて

⑬ [課題・問題点]

- ・ 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（以下、「SPEEDI」という。）の拡散予測情報が市町に提供されなかった。

[検討]

- ・ SPEEDI が何故活用されなかつたのか、（国において、）調査・検証を実施し、その結果を公表すべきである。
- ・ 今後、SPEEDI の活用方法について、対応策を検討すべきである。

(4) 行政機能移転について

⑭ [課題・問題点]

- ・ 行政機能移転という想定外の事態により、著しく自治体の機能が低下した。

[検討]

- ・ 行政機能の移転という異常事態は、市町村の対応能力の限界を超えており、国または道県が主導して、行政機能移転先の確保など、市町村をバックアップできる体制を構築すべきである。
- ・ 他の自治体と協定を結ぶことを検討する必要がある。

(5) 避難道路整備について

⑮ [課題・問題点]

- ・ 複合災害により市町が混乱を極める中、国及び県からの避難先・避難方法・避難経路等の指示は不十分であり、避難道路には、各自治体からの避難車両が

殺到し、避難所までの移動に長時間を要する事態となった。

[検討]

- ・ 避難道路の複数車線化及び急勾配・急カーブなどの区間を解消し、国の責任において災害に強い道路を整備すべきである。
- ・ 今回の事態における交通規制や交通誘導のあり方を検証し、複合災害時にも迅速に避難が実施できる体制を構築すべきである。

3. 住民避難について

(1) 避難先、避難手段などの検討について

⑯ [課題・問題点]

- ・ 市町の枠を越える広域避難は、市町だけでは対応が困難であった。
- ・ 市町を越える広域避難については、国や県のイニシアチブが不足しており、一部を除き、避難先の確保やバスなどの交通手段を市町自らが行わなければならなかつた。

[検討]

- ・ 混乱する住民を抱える市町村に負担を強いいることがないよう、あらかじめ国・道県において、広域避難を想定した枠組みを構築すべきである。
- ・ 国や道県は、住民を避難させるために必要な交通手段や避難先の確保に関して事前に十分検討を行い、あらかじめ明確に定めておくべきである。
- ・ 避難や応援に関する協定を近隣自治体と結ぶ必要がある。
- ・ また、所在道県の支援も必要であり、隣接道府県との連携・協力も視野に入れた体制の構築を検討していく必要がある。

⑰ [課題・問題点]

- ・ 国や県における避難指示、避難先及び避難手段の連絡などについて、適切な対応がなされていなかったため、今回のような広域にわたる避難においては、地域コミュニティや家族などが分断される事態が発生した。

[検討]

- ・ 避難先などをあらかじめ定めておくなど、地域コミュニティが維持でき、保護者と子どもが確実にコンタクトできるような避難計画を策定する必要がある。
- ・ 予防的防護措置地域内（PAZ）に存在する学校・保育園や、交通手段を持たない住民を迅速に避難させるための計画策定が必要である。
- ・ 避難先が指定されていても、住民全員がそこに避難できるとは限らないため、迅速に安否確認を含めた住民避難状況を把握するための方法の検討が必要である。
- ・ 避難後の地域のコミュニティを堅持するため、仮設住宅間での定期的な交流の機会や遠方への避難者に対する広報など、地域とのつながりを維持する取組を行うことが必要である。

⑱ [課題・問題点]

- ・ 国からの放射能拡散の状況についての情報提供が行われなかつたことにより、高線量地域に避難先を置いてしまつた。

[検討]

- ・ 国や道県は、緊急時モニタリングの結果やSPEEDIの拡散予測を用い、市町村に対して的確な避難先や避難経路などの指示ができる体制を、早急に構築すべきである。

- ・避難先で放射線量を迅速に把握できるよう、測定機器の設置や人員の配置など、緊急時モニタリング体制を強化すべきである。

(19) [課題・問題点]

- ・国、県から原子力発電所に関する詳細な情報がなく、市町も長期避難の可能性があるとの判断に至らなかったため、結果として住民への情報提供に不足が生じた。
- ・避難時の広報において、市町から長期避難の可能性や避難に必要な準備事項などの情報提供がなかったことから、住民からは着の身着のまま避難して避難後の生活に支障が生じ、また、空き巣被害などの一因にもなっているとの指摘もあった。

[検討]

- ・福島原子力発電所事故による原子力災害は避難生活が長期化しており、平常時から長期避難に備えた事項の周知徹底を図る必要がある。
- ・住民への避難指示を行う場合には、長期避難の可能性についても広報するなど、きめ細やかな広報に注意を払う必要がある。
- ・国は住民対応にあたる市町村に対して、原子力発電所の状況や災害収束までの見通しなど、適切な情報提供を行うべきである。

(2) 住民避難の実施について

(20) [課題・問題点]

- ・国や県から迅速、的確な避難指示がなされず、市町は避難のためのバスをほとんど確保できなかつことなどから、住民に対して自家用車による自主的な避難を呼び掛けざるを得なかつた。
- ・自家用車避難に伴い、道路の渋滞、燃料の枯渇による車両の放置、避難先での受入場所（駐車場）の不足など、これまで想定していない状況が発生した。

[検討]

- ・自家用車避難を想定した交通シミュレーションを実施し、自家用車避難も想定した計画の策定を検討するとともに、迅速に自家用車避難をするために必要な避難道路を早急に整備すべきである。
- ・避難先の駐車場等の確保、避難先の市町村との調整など、国あるいは道県が主導して実施すべきである。
- ・自家用車避難を行う際の注意点について、事前に住民に周知すべきである。

(21) [課題・問題点]

- ・災害時要援護者について、その把握と迅速・適切な避難対応のための計画・マニュアルが十分に機能せず、災害時要援護者の避難や受け入れ先の確保は極めて困難であった。
- ・重症患者及び老人ホームなどの入所者は移動に伴うリスクもあり、迅速な避難が困難であった。

[検討]

- ・災害時要援護者（独居老人、障害者など）の避難対策について、より実効性を高めるための方策を検討し、対策を実施する必要がある。
- ・老人福祉施設や介護施設入所者について、施設に従事している職員の対応や施設間の応援体制も含めた具体的な対応策を検討し、対策を実施する必要がある。

- ・ 原子力災害時の病院患者や介護老人施設入所者の避難については、あらかじめ自衛隊による搬送体制を検討すべきである。
- ・ 放射線感受性の高い乳幼児や妊婦を迅速に避難させるための対応策を検討する必要がある。

㉙ [課題・問題点]

- ・ 避難に応じない住民の説得に苦慮した。

[検討]

- ・ 災害の危険性や避難の必要性を丁寧に説明し、避難を呼び掛けることになるが、日頃から原子力防災に対する広報活動や訓練などにより、防災意識の向上に努める必要がある。

4. 避難所運営等について

(1) 支援物資の搬送について

㉙ [課題・問題点]

- ・ 原子力災害の発生により、屋内退避区域を含めた多くの地域で物流が途絶え、食料、燃料及び支援物資などの物流が滞り、行政運営及び住民の生活に支障が生じた。
- ・ 屋内退避区域内まで支援物資が搬送されなかつたため、市町職員が受け取りに行かなければならなかつた。

[検討]

- ・ 原子力災害では広範囲で物流が停止することが想定されることから、支援物資の搬送で市町村に負担が生じないよう、あらかじめ国・道県が責任を持って体制を検討すべきである。

(2) 避難所運営について

㉙ [課題・問題点]

- ・ 避難先が広域化し、避難所運営に必要な職員を配置することができず、住民対応が困難であった。

[検討]

- ・ 災害時の全国の自治体職員や国の職員の応援派遣のあり方を検討し、広範囲に影響が生じる原子力災害を想定した職員派遣体制を構築すべきである。

㉙ [課題・問題点]

- ・ 広域避難や自主避難によって複数の市町村の住民が避難所に混在し、正確な避難者情報の把握が困難な状況にある中、避難所などへの安否確認の問い合わせが殺到し、市町はその対応に苦慮する事態に陥った。

[検討]

- ・ 全住民避難となった場合を想定し、避難所の分散化を極力防ぐことのできる避難先の選定や避難手段の確保などについて、事前に検討しておく必要がある。
- ・ 避難所間の避難状況の把握手段、住民への情報連絡手段等の対策の構築及び職員配置体制の検討が必要である。

㉙ [課題・問題点]

- ・ 避難生活の長期化で提供する食事の偏りなどによる体調不良が多数発生した。
- ・ 避難所によって、物資の配布の不公平感が生じることによる苦情、避難者間でのトラブルなどが見られた。
- ・ 生活環境・就学環境が激変することによる精神的不安定や就学意欲の低下などが見られた。

[検討]

- ・ 避難所運営マニュアルなどの整備にあたっては、避難の長期化を想定し、避難者のプライバシー確保などを配慮した検討を行う必要がある。
- ・ 避難所運営にあたり、住民の意向をできる限り反映するため、自主的な運営もできるような体制を検討する必要がある。
- ・ 避難者の体調や精神的なケアを行うため、国や道県は、精神科医や保健師、カウンセラーなどを迅速に配置できる広域の支援体制を構築すべきである。

5. 住民被ばくについて

㉚ [課題・問題点]

- ・ 住民の安心安全のためには、迅速に放射線量を把握し、公表することが重要であるが、県や東京電力(株)の緊急時モニタリングの対応は不十分であった。

[検討]

- ・ 国及び道県は、モニタリング設備の範囲の拡大、充実、強化を行い、外部電源が喪失した場合においても確実にデータ収集・送信できる設備の強化と連携を行うべきである。

㉛ [課題・問題点]

- ・ 住民の被ばくについては、対応できる具体的な制度がなく、被ばく調査が速やかに行われなかつた。
- ・ また、国・県の対応の遅れにより、市町の中には、自らが内部被ばく調査に必要なホールボディカウンターを購入し、実施せざるを得ない状況が生じた。

[検討]

- ・ 住民の被ばく調査に必要なホールボディカウンターについて、国の責任において、立地地域に配備すべきである。
- ・ 早急にスクリーニング及び内部被ばく調査が行われる体制を構築すべきである。
- ・ 放射線に対する感受性が高い子供たちへの影響が心配されており、国の責任において、継続した健康調査を実施すべきである。

6. 安定ヨウ素剤配布・服用について

㉜ [課題・問題点]

- ・ 国から適切な配布・服用指示がなされなかつた。
(3月12日に20km圏内避難指示、3月16日に服用指示)

[検討]

- ・ 今回の安定ヨウ素剤の配布・服用に関する指示決定の経緯・伝達のあり方について、国において徹底的に検証を実施し、それに基づく対応策を早急に講じていくべきである。

⑧ [課題・問題点]

- ・ 大規模災害時には、安定ヨウ素剤の服用指示に必要な医療関係者の確保は困難である。
- ・ 避難中及び屋内退避中の住民に対する配布は極めて困難であると想定される。

[検討]

- ・ 今回の原子力災害の検証を踏まえ、緊急被ばく医療体制を見直すべきである。
- ・ 安定ヨウ素剤の保管や配布方法について検討し、迅速に配布を行える体制を構築すべきである。

7. 風評被害等について

⑨ [課題・問題点]

- ・ 今回の原子力災害において、極めて深刻な風評被害が発生した。

[検討]

- ・ 国は、国民に正しい情報を迅速に提供すべきであり、今回の原子力災害における情報発信にかかる問題点について徹底的に検証を行い、情報発信のあり方を抜本的に見直すべきである。

⑩ [課題・問題点]

- ・ 農畜水産物について、自治体が膨大な試料の放射性物質検査を実施しており、極めて負担が大きい。
- ・ 放射性物質検査を実施した上で出荷し、その後、暫定規制値を上回ったものが出てくるなどの混乱も発生しており、風評被害にもつながっている。

[検討]

- ・ 農畜水産物の放射性物質検査については、自治体任せでなく、国の責任において適性かつ適確に検査を行い、出荷後に問題が発生しないような恒久的な体制を構築すべきである。

8. 復旧・復興に係る事項

今回、調査を行った被災市町においては、原子力災害という特殊性から、多くの分野において極めて困難な状況が続いている。いつ故郷に帰れるのか先行き不透明の状況の中、住民は勿論、行政も方向性が見出しが難しい状態が続いている。

除染を始め、住民の健康管理、損害賠償など、復旧・復興に向けて解決しなければならない課題が山積しており、迅速な取組が求められているが、国・県の初期の対応は極めて遅いと言わざるを得ず、市町村独自の取組を始めなければならない状況もあった。

また、国や県が復旧・復興の取組を行う際においても、事前に詳細な説明をせずに公表し、実際に住民からの問い合わせを受ける市町村が対応に苦慮するなど、市町村に負担を強いいるような配慮のない対応が見られている。

一日も早い復旧、復興のためには、住民の要望に沿った取組を迅速に進めなければならぬが、被災市町村に負担がかかることのないよう、国、県は事前に被災市町村と十分に協議し、市町村と連携を取ることが不可欠である。

調査の過程において、復旧・復興の最前線で対応している被災市町村から、今後の取組を進めていく上で、以下の課題について国・県の早急な対応を望む声が多く聞かれた。

- ・ 詳細なモニタリングと放射性物質の除染
- ・ 資産補償などの損害賠償対応、住宅修繕の補助
- ・ 生活環境の回復
(水道、道路、電気等のライフラインの復旧、住宅の確保、介護施設の整備など)
- ・ 雇用の創出等、産業基盤の回復
- ・ 医療の確保 (もともと医師不足の中で、原子力災害でさらに確保が困難な状況)
- ・ 学校の安全確保など、子供たちが戻れる環境の整備
- ・ 風評被害の防止
- ・ 防潮堤の整備等、防災対策に対する全面的支援
- ・ 被災市町村の復旧復興に伴う人的及び財政的支援
- ・ 行政機能の移転に伴う経費の全面的な支援 など

しかしながら、これまでの復旧・復興に係る対応のみならず、関係法令の見直し、復興庁や原子力規制庁の設置などに関する対応を見る限り、国の政策や事業は遅々として進まず、政府の能力に疑問を抱かざるを得ない。

国は、前面に立って被災地の復旧・復興に取組、被災者の一日も早い帰郷を実現する責務がある。

特に次の事項については、国における全面的な取組強化が必要であり、国が総力を挙げて取組を進めるべきである。

(1) 除染対策について

国は除染対策に関して方針をなかなか示さず、ようやく示された方針についても二転三転するなど、国の対応は極めて不十分であった。平成23年12月に示された「除染等の措置に係るガイドライン」に基づき除染が進められているが、極めて広範囲であり、特に山林の除染についてはかなり困難な状況である。また、除染を進めていくことにより大量に発生する除去土壌等の管理についても、中間貯蔵施設の設置も含め、未だ不透明な状況である。

原子力政策は国策で推進してきており、国が全責任をもって迅速に除染を進められなければならないが、被災市町村の理解を得られているとは言い難い。また、市町村では除染に関する専門的な知識を持つ職員を配置することも難しく、多くの面において困難が生じている。

また、事故発生から1年あまりが経過し、国は警戒区域や計画的避難区域の見直しを行い、住民の帰郷を進めようとしているが、住民には線量に対する不安があることは事実である。

- ・ 国が専門的な能力を有する職員等を動員するなど、全面的な支援を行うべきである。
- ・ 除染や被ばく線量限度に関し、科学的根拠に基づいた規制の考え方を早急に明確にするとともに、被災者をはじめ国民に対して情報提供を行い、理解を得るべきである。
- ・ 被ばく線量限度の考え方については、被災市町村が納得できるものとし、帰還後も不安を与えることのないように、継続的な健康調査の実施、医療体制の充実等、安心して戻れる環境の整備を行うべきである。

(2) 中間貯蔵施設について

中間貯蔵施設については、被災市町村に説明がなされる前に発表や報道が先行しており、さらにそれらが前提であるかのような国の進め方は被災市町村の気持ちを踏みにじるものである。

- ・ 中間貯蔵施設の設置にあたっては、前提を設けず市町村の意見を十分に踏まえ早急に検討し、国が全責任をもって対応すべきである。

(3) 損害賠償について

損害賠償は真に被災者を助けるために行うべきであるが、いつ帰れるのかも分からぬ状況の中で将来への不安は増大しているにもかかわらず、被災者の立場に立った賠償がなされているとは言い難い。賠償手続きも煩雑であり、被災者の不満は極めて大きい。

国として責任を負うという観点から、加害者と被害者が直接交渉することは不適切であり、国が東電に変わって補償すべきでないかという意見や、原子力損害賠償支援機構法は事業者を助けるような法律ではないかと感じられるという意見もあった。

- ・ 国は被災者の立場に立って、避難区域にある資産等を含めた全面的な補償を行うとともに、精神的苦痛や必要経費のみならず長期的に支援できる補償のあり方を検討すべきである。

(4) 職員の確保について

被災市町では通常業務に加え、復旧・復興に係る多くの業務があり、職員が不足していることから、長期間にわたり対応できる職員の確保が急務となっている。

- ・ 各市町村の現状に応じ、短期間の雇用ではなく市町村職員として配置できるよう、国は特別法の制定も視野に入れた包括的な支援を行う必要がある。
- ・ 全国の自治体職員や国の職員の応援派遣のあり方を検討し、長期間支援できる職員派遣体制を構築すべきである。
- ・ 全国の市町村からの派遣職員の支援ができるよう、派遣側の市町村の財政支援も含めた必要な支援を十分に行うべきである。

IV 事業所調査結果概要

1. 事業所調査目的

東北地方太平洋沖地震は、東日本の海岸部を中心に地震及び津波により多大な被害を与える、東京電力(株)福島第一原子力発電所では、地震と津波によって、原子力災害を引き起こした。

しかしながら、東北電力(株)女川原子力発電所と日本原子力発電(株)東海第二発電所では、同様に津波の影響を受けながらも原子炉の冷温停止状態を確保することができた。

この違いを明らかにするため、二つの事業所の調査を実施し、東京電力(株)福島第一原子力発電所との差異を検証する。

2. 調査日程

- ① 東北電力(株)女川原子力発電所 : 平成 23 年 11 月 15 日
- ② 日本原子力発電(株)東海第二発電所 : 平成 23 年 11 月 16 日

3. 事業所調査結果

(1) 東北電力(株)女川原子力発電所について

- ① 女川原子力発電所の概要について

女川原子力発電所は、東北電力(株)として最初に取り組まれた原子力発電所であり、三陸海岸の南端にある牡鹿半島の中ほど、宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田 1 番に位置するが、一部は石巻市に含まれており、面積 173 万 m² の敷地を有している。



↑ 東北電力(株)女川原子力発電所

同発電所は、1 号機から 3 号機までの 3 基が立地し、1 号機が 52 万 4,000kW、2, 3 号機が 82 万 5,000kW の定格電気出力で、これらの 3 基の合計が 217 万 4,000kW の発電能力があり、宮城県全域の電気を賄うことができる。

原子炉の型式としては沸騰水型軽水炉 (BWR) であり、1 号機は原子炉格納容器がマーク I 型で昭和 59 年 6 月 1 日の運転開始、2, 3 号機はマーク I 改良型であり、2 号機は平成 7 年 7 月 28 日の運転開始、3 号機が平成 14 年 1 月 30 日の運転開始となっている。

項目	1 号機	2 号機	3 号機
電気出力 (万 kW)	52.4	82.5	82.5
原子炉型式	沸騰水型軽水炉 (BWR)		
熱出力 (万 kW)	159.3	243.6	243.6
一次冷却材圧力 (Mpa)	約 6.93		
一次冷却材温度 (°C)	286		
燃料 (初装荷) 種類	低濃縮ウラン		
平均濃縮度 (%)	約 2.3	約 2.5	約 2.5
燃料集合体 (体)	368	560	560
装荷量 (トンウラン)	約 68	約 96	約 96
原子炉圧力容器	たて形円筒形		
原子炉格納容器	マーク I 型	マーク I 改良型	マーク I 改良型
営業運転開始日	昭和 59 年 6 月 1 日	平成 7 年 7 月 28 日	平成 14 年 1 月 30 日

② 東北地方太平洋沖地震発生後の対応について

3月11日午後2時46分頃に発生した地震により、女川原子力発電所では、震度6弱、1号機原子炉建屋地下2階において最大加速度567.5ガルを観測、津波についても午後3時29分に最大0.P.+約13m^{*}を観測した。

地震発生時、1, 3号機が通常運転中、2号機は定期検査中の起動操作中であり、地震を感知後3基とも自動停止、2号機は午後2時49分に冷温停止確認、1, 3号機も3月12日には冷温停止を確認している。

この地震・津波の被害の主なものとしては、1号機の屋外重油貯蔵タンクの倒壊、高圧電源盤の焼損、2号機の原子炉補機冷却水B系及び高圧炉心スプレイ補機冷却水系が浸水し使用不能となるなど、一部の施設について被害を受けている。

地震発生後の発電所としての対応は、事務本館に緊急対策室を設置するとともに、プラント状況の確認活動を開始、また、関連会社の作業従事者等については、0.P.+13.8m(地震前は0.P.+14.8m)の発電所員緊急時避難場所に避難させ、大津波警報発令後は0.P.+61mにある保修センターへ誘導している。

また、自治体への連絡に関しては、地震発生後、全号機自動停止したことは一般的の電話により連絡したが、津波を受け女川町役場が被災した後は、連絡手段が喪失し、発電所への連絡道路も寸断されていた。このため、所員が徒歩により出向いて情報提供をするとともに、発電所の衛星携帯電話を貸し出し、その後はその電話により連絡手段を確保した。石巻市に対しては、石巻広域消防に同社社員を常駐させ、衛星電話・無線により連絡を取り、情報提供を行った。

国への連絡は、保安検査官2人が発電所に常駐して各種会議へ同席し、発電所内の情報把握や、本院への連絡をしていた。

なお、本社への連絡は会社内の保安電話により連絡を確保した。

※0.P.：女川の基準面であり、東京湾平均海面(T.P.) -0.74m

③ 地震・津波対策について

津波対策については、女川1号機が同社初の原子力発電所ということもあり、昭和43年に土木工学や地球物理学の専門家を招いた委員会を社内に設置し、同社から提示した敷地高さ案について、特に津波に対する安全性について議論している。この過程においては、近代の津波影響はもとより、869年の貞觀津波、1611年の慶長津波も検討対象としている。

その結果、同社が提示した敷地高さ案でよいと集約され、敷地高さを0.P.+14.8mとすることを社内決定している。



↑津波到来により倒壊した重油貯蔵タンク



↑プラント状況や情報連絡等で使用する緊急対策室

同社が敷地の高さ案を示す過程において、敷地周辺の住民への聞き取り調査を行い、伝承されてきた言い伝えを真摯に受け止め、当時として観測あるいは評価されていた津波高さだけを採用するのではなく、言い伝えにも注視したうえで敷地高さ（0.P. +14.8m）を提案していることは特筆に値するといって過言ではない。

また、原子炉補機冷却海水系ポンプ等の重要な設備は、津波の水位上昇による浸水を防護するために、海水ポンプ室をピット化して配置するとともに、津波による水位低下に対しては、原子炉補機冷却海水系ポンプに必要な海水が取水系設備内に確保される構造としていた。

さらには、敷地海側の法面が破壊されないよう、法面防護工も施工されている。

地震対策については、平成18年に改訂された耐震設計審査指針を踏まえ、各種調査を実施し、新たな基準地震動を策定、安全上重要な施設の耐震安全性が確認されている。

また、さらなる耐震安全性向上のため、平成22年6月までに、安全上重要な配管や電路類などに対する耐震裕度向上対策を、約6,600箇所実施するとともに、平成21年8月から2,3号機共用の排気筒の耐震裕度向上工事を、現在も継続して実施中である。

さらには、今回の地震・津波で被害を受けた施設・設備についても、原因を分析し、安全対策が実施されている。

④ 福島第一原子力発電所事故を踏まえた今後の対応について

同社は、福島第一原子力発電所事故については、設計の想定を超えた津波、それに伴う設計の想定を超えた長時間の電源喪失、そして原子炉建屋への水素漏えいを想定した設計でなかった事実は、同じ事業者として真摯に受け止めている。

同社は、これまで国が示した緊急安全対策などについても確実に実施してきているところである。

今後、国などで行われている事故原因の究明、調査結果に基づく対応策が明らかにされることになると考えるが、この過程を注視するとともに、結果から得られる教訓・知見や同社としての見解を反映することにより、原子力発電所の安全性の一層の向上を目指すとしている。



↑発電所をはじめとする安全上重要な設備は敷地高0.P.+13.8m(地震前は0.P.+14.8m)に整備されている



↑地震後の発電所の状況や緊急安全対策について説明を受ける

⑤ その他特記事項

ア 避難住民の受け入れについて

女川原子力発電所では、震災発生後、地震・津波の影響により陸路が寸断されて孤立したが、同様に発電所周辺の石巻市と女川町の集落も被災あるいは孤立したことから、この被災住民の避難を受け入れている。

避難者の受け入れ期間は、震災発生の3月11日から6月6日までに及び、期間中の最多避難者数は364人（3月14日時点）に上る。

当初、発電所近傍の女川原子力PRセンターの方で受け入れていたが、震災により停電していたこと、ホールが寒かったことなどから、

発電所敷地内の事務棟あるいは体育館での受け入れに変更している。

この際には、毛布の支給、食料についても同社が備蓄用として保管していた食料を避難住民はもとより関連会社の従業員に至るまで配布している。また、妊婦や高齢者等についてはカーペット敷きの施設に避難させるなど、細かい配慮が見られる。

備蓄用の食糧は、社員従業員500人の3日分、4,500食を配備していたが、発電所内には1,700人の社員及び協力会社の従業員と避難住民がいたことから、食料が不足することが明らかであったので、3月12日から関連会社所有のヘリコプターを使い物資輸送を開始している。

このヘリコプターについては、妊婦や体調の悪い高齢者等を病院・施設等へ移送するためにも活用されており、この点についても細かい配慮がみられる。

イ 住民への広報活動について

津波により女川町役場は大きな被害を受けており、通常の発電所からの連絡手段は全て失われていた。

また、多くの住民は避難所へ避難していたことから、住民への発電所からの情報提供は、被災1週間後から30箇所の避難所に対して、発電所の状況や環境モニタリングの測定値などをはり紙によって周知していた。情報提供の間隔は週1回程度であった。



↑避難住民の受け入れた経緯等を話す渡部孝男所長（写真右から3人目）



↑3階部分まで水没した女川町役場



↑津波の到来により損壊した宮城県原子力防災対策センター（オフサイトセンター）



↑海に面した施設や住居は壊滅的な被害を受けた

(2) 日本原子力発電株式会社東海第二発電所について

① 東海第二原子力発電所の概要について

日本原子力発電株式会社東海第二発電所は、日本における「原子力の発祥の地」である茨城県那珂郡東海村の一角である東海村白方 1-1 に位置し、敷地面積約 76 万 m²を有している。

電気出力 110 万 kW の能力を有する沸騰水型軽水炉で、東京電力株及び東北電力株管内に送電している。格納容器はマーク II 型で、昭和 53 年 11 月 28 日に営業運転開始している。

なお、同敷地内の東海発電所は、日本初の商業用原子力発電所として昭和 41 年 7 月から 30 余年にわたり発電をしてきた電気出力 16 万 6,000kW の黒鉛減速・炭酸ガス冷却炉であるが、平成 10 年 3 月 31 日に営業運転を終了し、現在廃止措置が行われている。



↑日本原子力発電株式会社東海第二発電所

項目	東海発電所	東海第二発電所
電気出力 (万 kW)	16.6	110
原子炉型式	黒鉛減速・炭酸ガス冷却炉 (GCR) (コールダーホール改良型)	沸騰水型軽水炉 (BWR)
熱出力 (万 kW)	58.7	約 330
一次冷却材圧力 (Mpa)	約 1.4	約 6.9
一次冷却材温度 (°C)	約 386	約 286
燃料 (初装荷) 種類	天然ウラン	低濃縮ウラン
平均濃縮度 (%)	0.7	3.7
燃料集合体 (体)	16,384 本	764 体
装荷量 (トンウラン)	約 187 トン	約 131 トン
原子炉圧力容器	球形	たて形円筒形
原子炉格納容器	マーキー II 型	
営業運転開始日	昭和 41 年 7 月 25 日	昭和 53 年 11 月 28 日
営業運転停止日	平成 10 年 3 月 31 日	—

② 東北地方太平洋沖地震発生後の対応について

3 月 11 日午後 2 時 46 分頃に発生した地震により茨城県内でも震度 6 強を観測し、東海第二発電所建屋地下 2 階・基礎版上においても最大加速度 225 ガルを観測、津波についても H. P. +6.8m*を観測した。

地震発生時、同発電所は通常運転中であり、地震を感知後自動停止した。地震発生後は外部電源を喪失し、津波の影響を受け非常用ディーゼル発電機の一台が使用不能となったが、3 月 15 日には予備外部電源の復旧により原子炉の冷温停止常態を確保している。



↑水没した非常用ディーゼル発電機
冷却用海水ポンプ 2C (写真右)

この地震と津波の被害としては、非常用ディーゼル発電機冷却用海水ポンプ 2C が津波により水没、その他取水口電気室、スクリーン設備が水没、また、地震の揺れによるものとして、タービン翼の擦れ、廃棄物処理建屋廃棄ダクトと主排気筒接続部のずれ、東海港の物揚げ場用クレーン基礎部分の陥没、検潮室の地盤と建物の傾き等の被害が確認されている。

外部電源が復旧するまでの原子炉の冷却の手段としては、別系統のディーゼル発電機から電源を融通する方法もあったが、電源切り替えに伴うリスクより、停止中の安定した炉の状態保持を優先しており、最終的には外部電源の復旧により、冷温停止に至っている。

地震発生後の発電所の対応としては、安全協定及び通報連絡協定に基づき、関係自治体に対して電話及びFAXを使い、3月11日の地震発生後から3月15日の冷温停止到達の第24報までの連絡を取っている。

また、3月11日以降、東海村に3名（約2週間）、茨城県に3名（4月中旬まで）を災害対策本部要員として派遣している。

※H.P.：日立港工事基準面であり、東京湾平均海面（T.P.）+0.89m

③ 地震・津波対策について

東海第二原子力発電所の津波評価については、平成14年の土木学会「原子力発電所の津波評価技術」に基づく評価では、東海サイトの津波高さはT.P. +4.86mと評価され、東海第二に設置済みの海水ポンプ室の壁の高さT.P. +4.91mを下回っていた。

その後、平成19年10月に公表された茨城県の津波ハザードマップの手法を取り入れ、津波高さを再評価した場合、T.P. +5.72mの結果が得られた。そこで、平成18年に改訂された新耐震指針の精神を反映し、社内的に検討を行い、東海第二発電所の海水ポンプ室についてT.P. +6.1mの壁の設置を決定し、平成21年7月から平成22年9月にかけて壁設置工事を実施していた。また、津波対策として壁を設けた海水ポンプ室には、配管貫通部、ケーブルトレイ等の隙間があったことから、これらの部分に対して水密化対策を南側から順次実施していた。

これにより、今回の地震津波による直接的な浸水は回避できたが、しかしながら、一部北側の壁貫通部（ケーブルピット）工事が、まだ実施されていなかったことから、この部分から浸入した海水により、北側のポンプ室にあった非常用ディーゼル発電機冷却用海水ポンプ2Cが浸水し、使用不能となったところである。

同社としては、茨城県の防災指針に示されている津波高さ2~7mの一番高い津波に対応させるためさらなる検証を行い、さらに+1.5mのかさ上げを検討し、今後実施予定である。



↑既設（T.P.+4.9m）の防護壁



↑茨城県ハザードマップを受け止め、6.1mの防護壁を設置（調査員の示す位置は津波が到来したライン）

また、発電所設備への津波の直接的な影響を回避するため、さらに防潮堤を設置することを決定し、建設予定である。

④ 福島第一原子力発電所事故を踏まえた今後の対応について

同社は、福島第一原子力発電所と同様の事故を二度と起こさないという決意のもと、産業界（電力、メーカー、日本原子力技術協会）として、事故から教訓を抽出し対策を立案して、原子力発電所の安全性向上を目指す取組に参画している。

また、同社では、副社長を主査とする全社的な津波対策の検討タスクを発足させ、その下部に実務者のワーキンググループを置き、同社プラントに特化した実効性のある対策の検討に着手しており、すでに一部については実施に移している。

⑤ その他特記事項

事業者との意見交換の中で、日本原子力発電㈱は一民間企業ではあるが、公益的企業として、また、原子力発電所を稼動させている企業としての責任感、使命感を持って取組んでいるという会社の理念、あるいは自負といったものを感じることができ、これが今回の津波対策への取組であったと考えられる。



↑シール施工済みの配管貫通部



↑門谷光人所長らから地震時の対応や福島事故を踏まえた対策を聴取

4. 東京電力株福島第一原子力発電所との差異について

東京電力株福島第一原子力発電所の事故原因については、現在、政府の事故調査・検証委員会で調査が進められているところであり、最終的な結論が出ているわけではないため、断定的なことは述べられないが、今回の調査で得られた女川原子力発電所と東海第二発電所の対応との比較から考察する。

まず、今回の調査で女川原子力発電所建設計画段階での東北電力(株)の取組としては、昭和43年に土木工学や地球物理学の専門家を招いた委員会を社内に設置し、同社から提示した敷地高さ案について、特に津波に対する安全性について議論している。この過程においては、近代の津波による影響はもとより、869年の貞観津波、1611年の慶長津波も検討対象としている。

その結果、同社が提示した敷地高さ案でよいと集約され、敷地高さを0.P.+14.8mとすることを社内決定している。

同社が敷地の高さ案を出す過程において、敷地周辺の住民への聞き取り調査を行い、伝承されてきた言い伝えを真摯に受け止め、当時として観測あるいは評価されていた津波高さだけを採用するのではなく、言い伝えにも注視したうえで敷地高さ(+14.8m)を提案している。

東海第二原子力発電所における日本原子力発電(株)の取組として、同発電所の津波評価については、平成14年の土木学会「原子力発電所の津波評価技術」に基づき、東海サイトの津波高さはT.P.+4.86mと評価され、設置済みの海水ポンプ室の浸水防護壁の高さT.P.+4.91mを下回っていた。

その後、平成19年10月に公表された茨城県の津波ハザードマップの手法を取り入れ、津波高さを再評価した結果、浸水高さT.P.+5.72mの結果が得られた。そこで、平成18年に改訂された新耐震指針を踏まえた、社内検討を行い、東海第二の海水ポンプ室についてT.P.+6.1mの防護壁の設置を決定し、平成21年7月から平成22年9月にかけて設置工事を実施していた。また、津波対策として防護壁を設けた海水ポンプ室には、配管貫通部、ケーブルトレイ等の隙間があったことから、これらの部分に対して水密化対策を南側から順次実施していた。

しかしながら、対策が未実施のところから浸水し、1台の海水ポンプが使用不能となり、冷却機能の一部喪失という事象はあったところである。

このように、女川原子力発電所(東北電力(株))と東海第二原子力発電所(日本原子力発電(株))においては、計画段階あるいは運転段階における発電所の安全確保に対して、その時点で判明した知見に基づいた取組が認められた。

一方、東京電力(株)福島第一原子力発電所における津波評価については、平成23年12月に提出された政府の事故調査・検証委員会の中間報告によると、設計上の津波想定波高を3.1mとしていたが、平成14年2月、土木学会原子力土木委員会評価部会の津波評価技術に基づき、5.7mへ見直しをしている。その後、平成20年の津波リスク再検討を行った際の15mを越える想定波高や、869年の貞観津波の数値シミュレーションからは9mを越える数値を得ていたが、十分に根拠のある知見とは見なされないとして、具体的な津波対策に着手するには至らなかったとしている。

また、規制を担当する原子力安全・保安院の津波対策基準の指示等が不適切であったと指摘されているが、いずれにしても東京電力(株)には対策を見直す契機があったと指摘されている。

結果、3月11日の地震と津波によって外部電源及び発電所に備えられていたほぼ全ての交流電源が失われ、原子炉や使用済燃料プールが冷却不能に陥った。

福島第一原子力発電所からは、大量の放射性物質が放出・拡散し、発電所から半径20km圏内の地域は、警戒区域として原則として立入りが禁止され、半径20km圏外の一部の地域も、計画的避難区域に設定されるなど、これまでに、11万人を超える住民が避難した。現在もなお、多くの住民が避難生活を余儀なくされるとともに、放射能汚染の問題が、広範な地域に深刻な影響を及ぼしている。

なお、国の事故調査・検証委員会においては、今後も技術的な問題のみならず制度的な問題も含めた包括的な検討がなされ、今夏には最終報告としてとりまとめられる予定であり、事故原因等が明らかになることを強く望む。

V まとめ

1. まとめ

これまでの国や電力会社の原子力発電所における安全対策に関する説明からは、福島第一原子力発電所において、「緊急事態宣言」が出されることは、信じられないこととして受け止められた。

日本では起こりえないと言われてきた放射性物質の周辺環境への大量放出という事態が実際に起こり、広域の避難に加え、被ばく問題から各自の居住地に帰れない状態になったことは、安全規制を所管してきた国の制度に不備があったということであり、原子力安全・保安院や原子力安全委員会等の取組について、今後の国の事故調査・検証委員会でその責任は明らかにされるべきである。

また、東京電力㈱の姿勢にも問題があつたのではないかと考えられる。原子力発電所の安全についての姿勢、住民に対する姿勢、自治体に対する姿勢など、本当に真摯な取組だったと言えるのかという疑問を呈したい。そして、全ての原子力事業者は二度とこのような事故を起さないために、常に自分達が何をしなければならないかを考え、自らが率先して安全対策を講じていくべきである。

東北地方太平洋沖地震発生当時、被災市町では、「地震と津波」に対する一般災害対応に追われていたが、その後、福島第一原子力発電所において原子力災害が発生した。被災市町では、東京電力㈱からの通報連絡が乏しい中、また、国や県からの情報がほとんどない中で、テレビから得られる情報により、どこまでの範囲、どの程度の対策が必要とするのかなど、それぞれ自治体独自の判断を迫られ、災害対応は困難を極めた。

このような事態は、これまでの災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法において定められた原子力防災計画が、機能しなかつたということが一番の要因であったと考えられ、その後の国の対策などにも悪影響を与えていたのではないかと推測できる。

今回の原子力災害では、福島第一原子力発電所の1号機建屋が水素爆発したことにより多量の放射性物質が広範囲に放出され、住民の被ばく対策を迫られた。さらに、これまで想定されていたEPZの範囲10kmをはるかに超える20kmの避難指示により、全ての行政機能を移転しなければならないという3重、4重、それ以上もの苦境に立たされたことが今回の災害の特徴であると考える。

これまでの避難住民対応は、バスなどの車両を避難地域に派遣し、住民を避難させるということであったが、今回、広域にわたる遠方への避難という状況となり、被災市町においては、一部地域で国からバスの派遣はあったものの、絶対数が不足していた。その中で、被災市町が独自にバス等の車両を確保して住民を避難させたことや、多くの住民が自主避難したことは、国の対応の不備を補完する有効な対応であった考えられるが、一方で、避難住民が全国に広がり、各市町における安否確認作業を困難なものにさせた。

被災市町においては、行政機能の移転という異常事態により、「住民の生命・財産を守る」ための対策に支障をきたしており、補償問題はもとより、自治体としての機能維持など、将来像を描けない過酷な状況となっている。

このような状況では、上位機関の県をはじめ国が万全のバックアップをしなければならないが、現行法の枠内での国、県の対策では支援が万全であるとは言えない。ましてや、国が示す対策は、結局各市町が負担を負う結果となっており、市町職員の対応に限界がある中で、さらなる負担を強いられていることは理解できない。

被災市町職員は、過酷な状況の中で住民の対応のため昼夜を問わず対応してきており、このことは筆舌に尽くし難い。そういう中で、将来の復旧・復興のため、明るさを失わぬ取組んでいる姿は、何事にも代えることはできず、「がんばれ東北」のエールを送るとともに、我が国全体で支援していくことが重要であると考える。

被災した住民のために、国は、既存の法体系の枠組みではなく、臨機応変な法整備あるいは対策を取ってしかるべきである。被災自治体が復興・復旧し、被災住民が元の生活を取り戻すことができる対策でなければ、今回の原子力災害を克服したということにはならない。

また、今回、改めて原子力発電所の安全対策の重要性と放射性物質の放出という原子力災害の過酷さを思い知らされたところであり、原子力政策の在り方が問われている。今後の国の政策に関しては、これまで国の政策に協力してきた立地地域が負担を強いられる事の無いよう、万全の対策ときめ細やかな説明がなされるべきであり、国は、誠意をもって対応していくべきである。

そうでなければ、我々全原協の会員市町村は、将来に希望をもって自治行政に取組んでいけないということを、国は認識すべきである。

2. 今回の調査を振り返って

今回、双葉町の井戸川町長からの御提案を受け、全原協では「原子力災害検討ワーキンググループ」を設置して、被災 6 市町の調査と東北電力㈱女川原子力発電所及び日本原子力発電㈱東海第二発電所の調査を実施した。

特に、双葉町長の御提案により市町村職員のみによる活動として、調査に取組んできたが、一連の調査を遂行できたこと、また、この調査を通して多くの経験ができたことは、誠に意義深いことである。

また、この原子力災害では、これまでの原子力防災が全く機能しなかったことから、自治体としては厳しい現実を突きつけられることとなつたが、今回の調査により市町村職員として新たな原子力防災の方向性を検討することができた。我々全原協は、今回の調査結果を踏まえて、真に必要不可欠な住民対策をとっていくことが求められている。

立地地域として、取り得る対策に限界があることは否めないが、国や道県に対して、要請・要望をしていくとともに、地域住民のため、これまで以上に会員市町村が一丸となって、各市町村の住民の安心・安全の確保に全力で取組んでいかなければならない。

被災自治体調査票 回答一覧

添付資料

<東京電力(株)からの連絡>

[H23. 8/22~8/25調査]

[H23. 10/12~10/14調査]

[H23. 10/12~10/13調査]

[H23. 10/18調査]

[H23. 10/19調査]

[H23. 10/26~10/27調査]

※ 時間は 24 時間表示		双葉町	大熊町	楓葉町	富岡町	南相馬市	浪江町
発災直後の庁舎の電源・通信等の状況	<ul style="list-style-type: none"> 停電したが、非常用発電機で電源を確保した。 固定電話 1 台、FAX 1 台のみ使用可能であった。 福島第一、第二のホットラインがあったが、手回式の第二しかつながらなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 停電したが、非常用発電機で電源を確保した。 固定電話 1 台、FAX 1 台のみ使用可能であったが、不通が多かった。(FAX は 3/11 19:00 頃から使用可) 福島第一、第二のホットラインがあったが、手回式の第二しかつながらなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 役場の電源について、自家発電は回ったが、停電時間は短かった。 直後はホットライン、FAX が通じていた。 途中から不通になり、衛星電話もつながらなくなつた。 	<ul style="list-style-type: none"> 停電し、非常用発電機も使用できなかった。 隣接する「学びの森」は非常用発電機で電源が確保できたため、災害対策本部を移動した。 福島第一、第二とのホットラインはつながっていた。(第一とはつながりにくく 3/12 未明から不通) 	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎 1 階に整備されていた衛星電話 1 台のみが使用可能であった。 東京電力とのホットラインはない。 	<ul style="list-style-type: none"> 停電したが、非常用発電機で電源を確保した。 電話、FAX は使用可能であった。 東京電力とのホットラインはない。 	
原災法等に基づく連絡	第 1 報 (地震発生) (参考) 国への連絡 3/11 14:46	記録なし	記録なし (東電にも送信記録なし)	記録なし	連絡なし	連絡なし	
	10 条通報 (参考) 国への連絡 3/11 15:42	記録なし	3/11 16:07 (固定電話)	3/11 16:35 (固定電話・FAX)	記録なし	連絡なし	連絡なし
	15 条通報 (参考) 国への連絡 3/11 16:45	確認とれず (固定電話)	3/11 16:50 (固定電話)	記録なし (東電には送信記録があるが町では受信していない)	記録なし	連絡なし	連絡なし
東京電力からの状況連絡	状況連絡の有無	随時連絡あり	随時連絡あり	随時連絡あり	連絡なし	発災数日は連絡なし	
	社員派遣	3/11 17:00 頃 2 名 (以降常駐)	3/11 20:00 頃 2 名 (以降常駐)	3/12 22:30 頃 2 名 (以降常駐)	3/11 夜～ 2 名 (第二から) (以降常駐)	3/25～ 1 名 その後増員され現在 7 名	発災数日はなし (発災数日後から 1 名常駐)
	主な連絡手段	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力常駐社員 FAX 	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力常駐社員 ホットライン (第二) FAX 固定電話 	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力常駐社員 ホットライン (第二) FAX 	連絡なし	発災数日は連絡なし	
	内容の適正さ	<ul style="list-style-type: none"> 炉心溶融の可能性など、避難判断に必要な情報がなかった。 安全性が強調されて、事故の深刻さが伝えられなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 炉心溶融の可能性など避難判断に必要な情報がなかった。 安全性が強調されて、事故の深刻さが伝えられなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 適正かどうか確認できない。 	連絡なし	発災数日は連絡なし	
	連絡の継続性	<ul style="list-style-type: none"> 区域外避難後も継続 	<ul style="list-style-type: none"> 区域外避難後も継続 	<ul style="list-style-type: none"> 区域外避難後も継続 	連絡なし	発災数日は連絡なし	
備考	<ul style="list-style-type: none"> 3/12、4:00 頃に東京電力広報部からベントの情報連絡があった。 	<ul style="list-style-type: none"> 3/11、16:30 頃に OFC に町職員を派遣し、情報収集を行つた。 		<ul style="list-style-type: none"> 福島第二の立地であるため、福島第二の情報はホットライン (手回式) で連絡があつた。 福島第二との連絡において、福島第一の情報はほとんどなく、テレビで情報収集していた。 ベントするかもしれないという情報はあった。(時刻不明) 	<ul style="list-style-type: none"> EPZ 圏外のため原災法上の通報はなかった。 事業者からの情報がなかったため、テレビで情報収集していた。 市民が携帯電話で収集する情報のほうが多い場合があった。 	<ul style="list-style-type: none"> 福島第一の隣接町であり、東京電力と通報連絡協定を締結していたが、連絡はなかった。 東京電力は FAX したとしているが、確認できず。 事業者からの情報がなかったため、テレビで情報収集していた。 	

被災自治体調査票 回答一覧

<国・県からの連絡>

※ 時間は 24 時間表示		双葉町	大熊町	楓葉町	富岡町	南相馬市	浪江町
発電所状況連絡	発電所の状況連絡	なし	ほとんどなし(2, 3回のみ)	なし	なし	なし	なし
	主な連絡手段	—	・固定電話、携帯電話	—	—	—	—
	内容の適切性	—	・避難判断に必要な情報なし ・事故の深刻さが伝えられず ・連絡が遅く、情報活かせず	—	—	—	—
	連絡の継続性	—	・区域外避難後も継続	—	—	—	—
避難指示連絡時刻等	緊急事態宣言	(参考) 国の発表 3/11 19:03	確認とれず	なし	確認とれず	なし	確認とれず
	県 2km 避難	(参考) 県の発表 3/11 20:50	確認とれず	なし	確認とれず	確認とれず	なし
	3km 避難 3~10km 屋内退避	(参考) 国の発表 3/11 21:23	確認とれず	3/11 21:50頃 (東電駐在員・TV 確認)	確認とれず	確認とれず	確認とれず
	10km 避難	(参考) 国の発表 3/12 5:44	3/12 6:29 (FAX)	3/12 6:00頃 (細野補佐官より TEL)	確認とれず	確認とれず	確認とれず
	20km 避難	(参考) 国の発表 3/12 18:25	確認とれず	確認とれず	確認とれず	確認とれず	なし
	20km 避難 20~30km 屋内退避	(参考) 国の発表 3/15 11:00	確認とれず	確認とれず	確認とれず	確認とれず	3/15 11:56 (FAX)
	20km 警戒区域 20~30km 屋内退避	(参考) 国の発表 4/21 11:00	確認とれず	確認とれず	確認とれず	確認とれず	4/21 12:12 (メール)
	計画的避難区域 緊急時避難準備区域	(参考) 国の発表 4/22 9:46	確認とれず	確認とれず	確認とれず	確認とれず	4/11 18:13 (FAX、計画段階での情報あり)
	避難先、避難経路の指示	なし (川俣町への避難指示があったとの情報はあるが詳細不明)	不十分 (県からは田村市へ、警察からは川内村への避難指示あり)	なし	なし (川内村への避難指示があったとの情報はあるが、詳細不明)	なし	なし
避難に係る指示内容	避難方法の指示	なし	・3/11 深夜に国土交通省からとりあえずバスを出すとの連絡があった。(3km 避難用と認識した) ・3/12、3:00頃に茨城交通のバス 50 台が大熊町で待機していた。	なし	なし	なし	なし
	備考		・県とのホットライン(専用電話、FAX)はつながらなかった。 ・3/11、23:00頃副知事来庁し、その後、東電副社長来庁した。	・県の(原子力防災用)緊急時通信網は県庁西庁舎が被災し、使用不可能であった。 ・県総合情報ネットワークのうち地上系回線は使用不可能、衛星系回線は使用可能であったが、連絡が集中したためか、ほとんど通じなかった。		・3/12、18:25 の 20km 避難指示の場合、南相馬市にも対象地区があるが、指示文書に南相馬市の記載がなかった。(指示文書自体は後日、経済産業省のホームページで内容を確認した)	

被災自治体調査票 回答一覧

<オフサイトセンターに係る事項>

	双葉町	大熊町	楢葉町	富岡町	南相馬市	浪江町
設置の連絡	なし	なし	なし	なし	なし	なし
職員の派遣	なし	3/11 16:30頃に派遣	なし	なし	なし	なし
機能喪失による国・県との連携への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・当初は設置したことを探さなかった。 ・県と町は機能不全となつた。 ・国からの指示が来ても「災害対策本部」か「統合本部」か、どちらの指示か不明な状態であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・OFC、県の機能が回復せず、ほぼ町独自の活動をせざるを得なかつた。 ・OFCは地震により扉が開かず、自家発電は燃料が発電機に入らずに動かなかつた。 ・OFC機能は福島県原子力センターに移動し、派遣した職員によりFAXの受け取り状況を確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・OFCで行われるべき対応（合同対策協議会など）が全くできず、混乱を招いた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報や避難指示が入らず、国の確認が取れなかつたため、町単独で重要な判断が必要となつた。 ・専門知識がないため、対応に苦慮した。 ・必要な物資の調達ができなかつた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置を知らなかつた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報が一切入らず、連携の取りようがなかつた。 ・SPEEDIの情報が入らなかつたため、結果的に線量の高いほうに避難指示を出してしまつた。

被災自治体調査票 回答一覧

<住民への避難指示の手段等>

※ 時間は 24 時間表示			双葉町	大熊町	楢葉町	富岡町	南相馬市	浪江町
①	県 2km 避難 (県発表 3/11 20:50)	県からの連絡 指示時刻 指示手段	確認とれず 時刻未確認 (テレビの情報を受け、判断) ・防災行政無線 ・広報車	なし (地震・津波に伴う避難指示により、対象範囲の避難は実質的に実施済であった)	確認とれず 対象区域外	なし 対象区域外	確認とれず 対象区域外	なし 対象区域外
	3km 避難 3~10km 屋内退避 (国発表 3/11 21:23)	国からの連絡 指示時刻 指示手段	確認とれず 時刻未確認 (テレビの情報を受け、判断) ・防災行政無線 ・広報車	3/11 21:50 3/11 21:51 (テレビおよび東電常駐社員からの情報を受け、判断) ・防災行政無線 ・広報車 ・消防団 (無線不通地域)	確認とれず 対象区域外	確認とれず 対象区域外	確認とれず 対象区域外	なし
③	10km 避難 (国発表 3/12 5:44)	国からの連絡 指示時刻 指示手段	3/12 6:29 時刻未確認 (3/12 6:29 以降) (国からの連絡を受け、全町避難指示を判断) ・防災行政無線 ・広報車	3/12 6:00 3/12 6:09 (国からの連絡を受け、全町避難指示を判断) ・防災行政無線 ・広報車 ・消防団 (無線不通地域)	確認とれず 3/12 8:00 (テレビの情報を受け、町独自で全町避難指示を判断) ・防災行政無線 ・広報車 ・町職員、消防団の巡回確認	確認とれず 3/12 7:30頃 (テレビの情報及び大熊町の避難呼びかけを受け、町独自で全町避難指示を判断) ・防災行政無線 ・広報車、消防団車両等	確認とれず 対象区域外	なし 3/12 6:07頃 (テレビの情報を受け、町独自で10km圏外への避難指示を判断) ・防災行政無線 ・広報車 ・区長、消防団員への連絡
	20km 避難 (国発表 3/12 18:25)	国からの連絡 指示時刻 指示手段	確認とれず	確認とれず 田村市総合体育馆で確認 (時間不明、テレビにて確認) し、都路行政局より再避難。	確認とれず	確認とれず	確認とれず 3/13 6:30 (テレビの情報を受け、市独自で20km圏外への避難指示を判断) ・防災行政無線 ・広報車、消防団車両等	なし 3/12 13:00頃 (テレビの情報を受け、町独自で20km圏外への避難指示を判断) ・防災行政無線 ・広報車 ・区長、消防団員への連絡
⑤	20km 避難 20~30km 屋内退避 (国発表 3/15 11:00)	国からの連絡 指示時刻 指示手段	確認とれず	確認とれず 田村市総合体育馆において、確認。(時間不明、テレビにて確認) 各避難所へ指示。	確認とれず	確認とれず	3/15 11:56	なし
							3/15 13:00 (国からの連絡を受け指示) ・防災行政無線 ・広報車、消防団車両等	3/15 10:00頃 (テレビでのモニタリング等の情報より、町独自で二本松市への全町避難を判断) ・防災行政無線 ・広報車 ・区長、消防団員への連絡
⑥	20km 警戒区域 20~30km 屋内退避 (国発表 4/21 11:00)	国からの連絡 指示時刻 指示手段	確認とれず	確認とれず	確認とれず	確認とれず	4/21 12:12	4/21 警戒区域内に残っている住民については、町職員が戸別訪問し、避難を指示。
							4/21 (国からの連絡を受け指示) ・防災行政無線 ・広報車 ・ホームページ	
⑦	計画的避難区域 緊急時避難準備区域 (国発表 4/22 9:46)	国からの連絡 指示時刻 指示手段	確認とれず	確認とれず	確認とれず	確認とれず	4/11 18:13	4/21 計画的避難区域内に残っている住民については、町職員が戸別訪問し、避難を指示。
							4/22 (国からの連絡を受け指示) ・防災行政無線 ・広報車 ・ホームページ ・市職員の戸別訪問	

被災自治体調査票 回答一覧

<主な避難先の推移>

		双葉町	大熊町	楓葉町	富岡町	南相馬市	浪江町
①	避難先	川俣町(6)	田村市(14)、三春町(8) 小野町(2)、郡山市(3) 川内村(7~8人)	いわき市(10)	川内村(約20) 他	市内(48)	莉野小学校、莉野公民館 他
	避難人数（ピーク）	約1,400	8,618(他市町分含む)	5,771	4,267(川内村) その他は不明	7,896	4,100
	設置期間	3/12~3/19	3/12~8/9	3/12~6/6	3/12~3/16	3/12~10/1	3/12
	確保者	町	県など	町	県	市	町
②	避難先	さいたまスーパーアリーナ	会津若松市他(ホテル、旅館)	会津美里町(8)	郡山ビックパレット 他	市外(188)	浪江町役場津島支所、浪江 高校津島校 他
	避難人数（ピーク）	約1,200	約8,000	約1,200	2,477(ビッグパレット)	10,603	8,000
	設置期間	3/19~3/30	4/3~11/30	3/17~6/23	3/16~8/31	3/15~	3/12~3/15
	確保者	県	県・町	町	町	市	町
③	避難先	旧埼玉県立騎西高校		中の湯(いわき市)		ホテル・旅館	あだたら体育館、東和文化 センター、川俣小学校 他
	避難人数（ピーク）	約1,200		88		3,012	3,000
	設置期間	3/30~		6/6~		4/5頃~10/31	3/15~8/31
	確保者	県		町		県	町
④	避難先	リストル猪苗代					福島市、二本松市、猪苗代 町、磐梯町等 (ホテル、旅館他)
	避難人数（ピーク）	約800					5,500
	設置期間	4/4~9/30					4/5~10/31
	確保者	県					県

※基本的には原子力災害に伴う避難について記載

被災自治体調査票 回答一覧

<避難手段・避難経路等>

※ 時間は 24 時間表示		双葉町	大熊町	楓葉町	富岡町	南相馬市	浪江町																																	
避難手段の確保状況	バス	<ul style="list-style-type: none"> ・国:(川俣町→さいたま市)40台 (さいたま市→加須市)36台 	<ul style="list-style-type: none"> ・町: 3台 ・国: 約 50 台 <p>(国内、使用は 50 台)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町: 5~6 台 ・国: 約 20 台 <p>(国内、使用は 2~3 台程度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町: 約 13 台 <p>(町が手配した民間バスも含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・杉戸町: 約 7 台 	<ul style="list-style-type: none"> ・市: 43 台 <p>(市内バス会社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・片品村 23 台 ・取手市 3 台 ・草津町 2 台 ・杉並区 1 台 ・自衛隊 9 台 	(浪江町→浪江町内津島地区) <ul style="list-style-type: none"> ・町が手配した民間バスと独自の判断で来た民間バスと町のマイクロバス約 8 台 																																	
	その他の手段(主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊の車両、ヘリコプター ・自家用車による自主避難 	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊の車両 ・自家用車による自主避難 	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用車による自主避難 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内企業所有車両 ・自家用車による自主避難 	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊の車両、ヘリコプター ・自家用車による自主避難 	(浪江町内津島地区→二本松市) <ul style="list-style-type: none"> ・町が手配した民間バスと町のマイクロバス、ワゴン車でピストン輸送約 10 台 																																	
バスでの避難者数		(川俣町→さいたま市) 1,129 人	(大熊町からの全町避難) 約 6,500 名	(楓葉町からの全町避難)	(富岡町→川内村)	(小高区→原町区、鹿島区) 200 名	(浪江町→浪江町内津島地区) 約 300 名																																	
		(さいたま市→加須市) 1,238 人				(南相馬市→福島市) 3,111 名	(浪江町内津島地区→二本松市) 約 500 名																																	
主な避難経路（震災当時通行可能であり、利用した経路のみをご記入下さい）		<table border="0"> <tr> <td>双葉町 ↓ 国道 114 号線</td> <td>大熊町 ↓ 国道 288 号線</td> <td>楓葉町 ↓ 県道 35 号線</td> <td>富岡町 ↓ 県道 36 号線</td> <td>南相馬市 (小高区) ↓ 国道 6 号線</td> <td>浪江町 ↓ 国道 114 号線</td> </tr> <tr> <td>川俣町</td><td>田村市、三春町、郡山市、小野町</td><td>いわき市</td><td>川内村 ↓ 県道 36 号線</td><td>↓ 県道 35 号線</td><td>浪江町 (津島地区)</td></tr> </table> <table border="0"> <tr> <td>双葉町 ↓ 国道 288 号線</td> <td>大熊町 ↓ 国道 288 号線</td> <td>楓葉町 ↓ 県道 36 号線</td> <td>富岡町 ↓ 県道 65 号線</td> <td>南相馬市 (原町区、鹿島区) ↓ 国道 115 号線</td> <td>浪江町 (津島地区) ↓ 国道 459 号線</td> </tr> <tr> <td>↓ 国道 399 号線</td><td>↓ 国道 399 号線</td><td>小野町</td><td>郡山市 ↓ 国道 114 号線</td><td>↓ 県道 12 号線</td><td>二本松市</td></tr> <tr> <td>川俣町</td><td>川内村</td><td></td><td></td><td>↓ 国道 114 号線</td><td></td></tr> </table>	双葉町 ↓ 国道 114 号線	大熊町 ↓ 国道 288 号線	楓葉町 ↓ 県道 35 号線	富岡町 ↓ 県道 36 号線	南相馬市 (小高区) ↓ 国道 6 号線	浪江町 ↓ 国道 114 号線	川俣町	田村市、三春町、郡山市、小野町	いわき市	川内村 ↓ 県道 36 号線	↓ 県道 35 号線	浪江町 (津島地区)	双葉町 ↓ 国道 288 号線	大熊町 ↓ 国道 288 号線	楓葉町 ↓ 県道 36 号線	富岡町 ↓ 県道 65 号線	南相馬市 (原町区、鹿島区) ↓ 国道 115 号線	浪江町 (津島地区) ↓ 国道 459 号線	↓ 国道 399 号線	↓ 国道 399 号線	小野町	郡山市 ↓ 国道 114 号線	↓ 県道 12 号線	二本松市	川俣町	川内村			↓ 国道 114 号線		<table border="0"> <tr> <td>↓ 県道 36 号線</td> </tr> </table>	↓ 県道 36 号線	<table border="0"> <tr> <td>↓ 県道 65 号線</td> </tr> </table>	↓ 県道 65 号線	<table border="0"> <tr> <td>↓ 国道 115 号線</td> </tr> </table>	↓ 国道 115 号線	<table border="0"> <tr> <td>↓ 国道 459 号線</td> </tr> </table>	↓ 国道 459 号線
双葉町 ↓ 国道 114 号線	大熊町 ↓ 国道 288 号線	楓葉町 ↓ 県道 35 号線	富岡町 ↓ 県道 36 号線	南相馬市 (小高区) ↓ 国道 6 号線	浪江町 ↓ 国道 114 号線																																			
川俣町	田村市、三春町、郡山市、小野町	いわき市	川内村 ↓ 県道 36 号線	↓ 県道 35 号線	浪江町 (津島地区)																																			
双葉町 ↓ 国道 288 号線	大熊町 ↓ 国道 288 号線	楓葉町 ↓ 県道 36 号線	富岡町 ↓ 県道 65 号線	南相馬市 (原町区、鹿島区) ↓ 国道 115 号線	浪江町 (津島地区) ↓ 国道 459 号線																																			
↓ 国道 399 号線	↓ 国道 399 号線	小野町	郡山市 ↓ 国道 114 号線	↓ 県道 12 号線	二本松市																																			
川俣町	川内村			↓ 国道 114 号線																																				
↓ 県道 36 号線																																								
↓ 県道 65 号線																																								
↓ 国道 115 号線																																								
↓ 国道 459 号線																																								
避難完了時刻		3/12、昼頃にほとんどの町民が避難完了	3/12 14:00 頃にはほぼ全町民完了	3/12、15:00~16:00 頃にはほぼ全町民が完了	3/12、夕方頃にほとんどの町民が避難完了	(小高区→原町区、鹿島区) 3/13、昼頃までに避難完了 (南相馬市→福島市) ~3/25、避難希望者避難完了	3/12、20:00 頃 3/15、20:00 頃																																	
避難時間に係る事項		<ul style="list-style-type: none"> ・通常 1 時間かからないところで、5 時間かかったという情報あり。 ・自家用車で通常 40~50 分で着くところが、7 時間かかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 往復 1 時間程度が 3 時間要した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いわき市へは、通常 20~30 分で行けるが、避難当時は約 4 時間かかった。 ・国道 6 号は、当時 3~4 箇所陥没があったため、通行不能であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・川内村までの道は 1 本しかなく大渋滞した。 ・通常 30 分程度の距離が 3 時間以上かかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・渋滞はしていたが、避難所要時間帯等は不明。(避難途中のガソリンスタンドでの給油待ちが原因) 	<ul style="list-style-type: none"> ・3/12 は通常 30 分で行けるところで約 3~4 時間かかった。 ・3/15 はバスが足りなかつたため、ピストン輸送を行い、通常 45 分で行けるところで約 4~5 時間かかった。 																																	

被災自治体調査票 回答一覧

<要援護者・病院患者の避難>

		双葉町	大熊町	楢葉町	富岡町	南相馬市	浪江町
災害要援護者の避難	民生委員等との連携	<ul style="list-style-type: none"> 担当区域の人員をすべて把握している民生委員（要援護者台帳を所持）へ電話による確認を指示した。 行政は指示のみで、その後のフォローはできなかった。 実際は家族・個人で対応した。 	<ul style="list-style-type: none"> 毎月1回、民生委員会議を開催し、必要に応じ役場福祉係、在宅介護支援センターも同席し、弱者（一人暮らし、高齢者等）対策を協議。 地区別名簿から声掛けを行った。 	なし	<ul style="list-style-type: none"> 避難時に連絡出来なかつたが、区長及び民生委員が自主的に要援護者に避難の声かけをしてくれた。 	<ul style="list-style-type: none"> 地震、津波により民生委員等も被災している状況で、要援護者への避難の徹底はできない状況であった。 避難の対象に民生委員等も含まれていたため十分な連携も図れなかつた。 	<ul style="list-style-type: none"> 国、県、東京電力から何の連絡もない中での避難となり、大変混乱した中で要援護者の対応はできなかつた。 民生委員が独自で声掛けを行つていた。
	視覚・聴覚障害者への周知	・同上	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員、消防団による個別訪問により対応した。（防災行政無線の聞こえない地区あり） 	・町職員訪問により実施した。	<ul style="list-style-type: none"> 地区の区長、民生委員が直接自宅に行き、避難の声掛けをしてくれた。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には市の広報で対応した。 3月17日頃から、自宅に残つた方からの問合せがあり、その内容によって市として情報提供等の対応をした。 3月21日には、安否確認も含め、状況確認の照会を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 同上 消防団員が最終避難を確認した。
	台帳未登録者への対応	・同上	<ul style="list-style-type: none"> 消防団員が最終避難を確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> 町職員訪問により実施した。（住民福祉課・社協（地域包括センター）） 	<ul style="list-style-type: none"> 行政防災無線を活用した。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には市の広報等で対応した。 	<ul style="list-style-type: none"> 同上 消防団員が最終避難を確認した。
病院患者の避難	患者の搬送方法	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの機関・施設で対応。 県立病院は、独自に対応。 双葉病院は、バス・自衛隊車両により搬送。 ドーヴィル双葉（介護保険施設）は自衛隊準備のバスでいわき光洋高校に避難。（3~4日後） 120人中90人について、搬送時ストレッチャーが必要だったため、自衛隊に要請して対応してもらったが、避難後に死亡したケースあり。 	<ul style="list-style-type: none"> 双葉病院は、バス・自衛隊車両により搬送。 ドーヴィル双葉（介護保険施設）は自衛隊準備のバスでいわき光洋高校に避難。（3~4日後） 120人中90人について、搬送時ストレッチャーが必要だったため、自衛隊に要請して対応してもらったが、避難後に死亡したケースあり。 	・町内に病院なし。	<ul style="list-style-type: none"> 病院が自前で準備したマイクロバス等を使用し避難。 重病患者については、救急車で搬送。 病院や介護施設は警察と自衛隊による搬送も実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 初期段階は病院主体で少数の患者搬送を行つた。 その後は福島県本部に相談、主に自衛隊の搬送車両の協力により搬送。（自衛隊搬送 3/17~20（市立病院のみ）） 	<ul style="list-style-type: none"> 病院では当初避難することによるリスクが高いとの理由で難色をしめしていたが、町及び警察での説得により、警察のバスと重病の方は自衛隊のヘリコプターで福島県立医大まで搬送した。
	医療機関の患者への対応	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの機関・施設で対応。 特に大きな問題もなく避難できたと考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 双葉病院は町・自衛隊で対応。 	・町内に病院なし。	<ul style="list-style-type: none"> 各機関において各々の体制で対応。 		<ul style="list-style-type: none"> 福島県立医大に町内病院の入院患者を受け入れていただいた。

被災自治体調査票 回答一覧

<ヨウ素剤の配布状況>

※ 時間は 24 時間表示		双葉町	大熊町	楓葉町	富岡町	南相馬市	浪江町
国からの指示の有無	配布	3/12、13:38 に搬入準備の状況確認と薬剤師や医師の確保に努めるよう、原子力災害対策現地本部長からの指示あり	なし	なし	なし	3/16 に文書通知	なし
	服用	なし	なし	なし	なし	3/16 に文書通知	なし
ヨウ素剤の確保状況		県が調合し、保健師が持ってきた。	避難時に保管分を持参	17,000 丸（震災前より県から貸与を受けていた。協定有）	避難時に保管分を持参	18,000 丸が届いた。	町保管分 25,000 丸あり (内 7,000 丸は南相馬市に譲渡)
配布状況	配布日	3/14～15 頃	なし	3/15		3/12	なし
	配布対象	40 歳未満の住民		40 歳未満の住民（町の判断）	住民の強い希望があったことから、希望者に配布（川内村で、避難所毎に対応）	避難用のバスに乗れず避難所に残っていた人に対して、希望者に配布	
	配布数	確認できず				約 150 名分	
	服用確認	川俣町に避難した住民の一部の方が服用。		服用指示は出していない。 回収もしていない。	服用確認まではしていない。	避難所において、服用方法を市職員が説明した。服用確認まではしていない。	
備考		<ul style="list-style-type: none"> ・数が足りず、県に準備を依頼し、揃った時点で配布。 ・拒絶反応はなかった。 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所ごとに準備したが、国からの指示がなかったため、住民への配布はしなかった。 ・三春町災害対策本部は町民に配布したため、三春町に避難した町民の一部は服用した。 		<ul style="list-style-type: none"> ・線量も分からず、爆発も見ており、住民の要望を止めることもできなかった。 ・パンフレットと一緒に配布し、服用は住民の自己判断とした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3/12、16:00 の災害対策本部で小高区への配布を決定したが、直後に避難指示が拡大し、避難が始まったため、配布できなかった。 ・3/14、11:00 の災害対策本部で再度配布を決定し、3/15 の全協で報告する予定であったが、3/14 の自衛隊撤退により一斉避難が始まったため、配布できなかった。 ・屋内退避中に指示を出されても、現実的に配布は不可能なのではないか。 (全戸訪問で配らなければならぬのか) 	<ul style="list-style-type: none"> ・いつでも処方できるよう避難所には、医師が同行していたが、配布、服用はしなかった。 	

被災自治体調査票 回答一覧

<防災体制>

	双葉町	大熊町	楓葉町	富岡町	南相馬市	浪江町
これまでの訓練の有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・全く役に立たず ・オフサイトセンターが機能せず、全く役に立たなかった。 ・国や県からの指示がなく、状況判断が難しかった。 ・地震・津波・原発事故と複合災害になったことから、想定外の事案が発生し、適切な対応が取れなかった。 ・単独災害での訓練しか行われておらず、今回のような複合災害を想定した訓練が必要と考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全く役に立たず ・オフサイトセンター、県災害対策本部の指示や連携はほとんどなく、訓練どおりではない。 ・防災行政無線での広報、消防団活動、婦人消防隊の炊き出し訓練等は有効であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全く役に立たず ・オフサイトセンターが機能せず、全く役に立たなかった。 ・津波・地震訓練はある程度有効だった。 ・住民への情報伝達…同報系防災無線による広報、消防団・職員による各戸への避難呼びかけを実施した。 ・住民への避難誘導…津波発生時の一次避難場所への避難誘導は、消防団・職員により実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全く役に立たず ・このような事故は想定しておらず、最初は念のための避難という意識であった。 ・地震・津波への対応により、オフサイトセンターへの職員派遣が出来ず、各種防災システムが停電等により使用出来なかった。 (国からの指示は一切なかった) ・避難所の設営、運営、炊き出しについては、訓練を行っていたので大体対応出来た。 	<ul style="list-style-type: none"> ・想定を超えた津波災害に加え、原子力災害に見舞われた。 ・EPZ 区域外のため、もともと原子力防災計画は策定されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでほとんど机上訓練であり、さらに想定事故も小規模(半径 3km 想定)であった。 ・今回の事故はこれまで訓練してきた事故と全く違った大規模なものであり、オフサイトセンターの機能が全く機能しなかった。 ・これまでの住民参加型の訓練は、屋内避難訓練のみであったため、有効でなかった。 ・10km 圏外へ避難するための、避難所や避難経路を決めていた。(実際は、避難場所を指定し防災行政無線を用いて避難指示を出した)
行政機能の移転の規定	<ul style="list-style-type: none"> ・規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・規定なし
行政機能移転の際に持ち出した情報資産等	<ul style="list-style-type: none"> ・住民情報システム ・戸籍システム ・逐次、その他書類等の持ち出しを行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子データ媒体（サーバー、パソコン） ・緊急性のある証明等（住民票等発行） ・津波避難時には住民台帳のコピーを8部持ち出したが、それ以外は田村市、会津若松市に避難したときまで持ち出していない。その後順番に持ち出していった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住基・課税システム ・土地台帳 ・事務用サーバー・パソコン ・その他、各課により必要な資料を持ち出した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民登録名簿 ・各種名簿他（紙ベース） 	<ul style="list-style-type: none"> ・移転せず ・なお、小高区役所は無人であるが、必要なときに必要なものを取りに行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳データ（システムがなかったため使用できなかった） <3月下旬以降> ・住民基本台帳システム ・戸籍、税、保健、福祉、学校関係の書類 <現在> ・通常業務で使用する最低限の書類
行政機能移転を想定した場合に準備すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳 ・戸籍、税、保健、福祉、学校関係の書類（サーバー、パソコン等データの持ち出しが困難） 	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバーバックアップシステムの構築（パソコンをサーバーで一括管理しているため、データの持ち出しができない） 	<ul style="list-style-type: none"> ・住基・課税システム ・土地台帳 ・事務用サーバー、パソコン ・広域で使用可能な無線機器。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本データが入ったパソコン、或いは電子媒体等（情報の安全管理が必要） ・放射線に関する分かりやすい資料（住民説明に必要） 	<ul style="list-style-type: none"> ・移転せず 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳 ・戸籍、税、保健、福祉、学校関係の書類

被災自治体調査票 回答一覧

<避難所等運営関連>

	双葉町	大熊町	楢葉町	富岡町	南相馬市	浪江町	
物資搬送・配布等に係る問題点	<ul style="list-style-type: none"> 一部の避難所は物資配布開始までに時間を要した。(概数で2,600名程度※が双葉町内の各集会所等に避難、最終的には、おにぎり等の配布が21時頃になったと記憶している。)※地震、津波での避難者も含む。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所が分散したため、一部の避難所は物資配布開始までに時間を要した。(1~2日) 風評被害で搬送業者が避難所まで入って来ないので、職員が物資、燃料を取りに行っていた。 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての避難所に随時物資を配布できた。 	<ul style="list-style-type: none"> 一部の避難所は、物資配布開始までに時間を要した。 20km圏内は、物流がストップしていた。 職員が買出しにいってもなかなか手に入らない状況であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての避難所で、十分な物資の配布が出来なかった。 物資は福島市や相馬市までしか来ず、救援物資の集配場に取りに行っていた。 ガソリンが不足し、国がタンクローリーを手配したが、郡山市までしか来ず、運転手も帰っていました。 取りに行ったが運転手がいなため搬送できず、何とか田村市で行ってくれる運転手を探し、運んでもらった。 	<ul style="list-style-type: none"> 一部の避難所は物資配布開始までに時間を要した(1週間) 	
避難所で不足した物資	発生~1週間	下着類 (食事等は、川俣町災害対策本部からの支援により確保)	オムツ、ミルク、衣類、暖房器具、灯油、防寒着、薬(投薬)、食料品	食糧、飲料水、被服、布団、燃料全般、生活用品 等	食料、ミルク、オムツ、毛布、下着、薬、ガソリン、灯油、日用品等 全ての物資	布団、毛布類、食料、暖房器具、燃料、医薬品類	食料品、衣類、毛布、寝具、暖房機器、燃料、ミルク、おむつ、くすり
	1週間~1ヶ月	全ての面で確保	同上		食料(バリエーション少)、服 <行政機関> パソコン、プリンター、事務用品、車等	食料、燃料、医薬品類、衣類	衣類(下着類)、寝具、ミルク、おむつ、暖房器具、燃料、洗濯機、くすり
	1ヶ月~	全ての面で確保	ティッシュペーパー、トイレットペーパー、オムツ、ミルク、衣類等 (ティッシュ・トイレットペーパーは、避難所内でノロウイルスが発生したため、大量に使用した)		水、トイレットペーパー等	食料、衣類	衣類(女性用下着類)、大人用おむつ、洗濯機、くすり

被災自治体調査票 回答一覧

<避難所等運営関連>

	双葉町	大熊町	楢葉町	富岡町	南相馬市	浪江町	
避難所における問題点	発生～1週間	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の安否確認（住民の安否確認と町外者[親戚・知人等]からの安否照会の対応が大変であった） ・地区割、年齢構成等まで考慮することができなかった。 ・プライバシーの確保（教室等に雑魚寝の状態） 	<ul style="list-style-type: none"> ・病人（持病）への対応（病院へは公用車、消防車で搬送） ・携帯電話不通 ・避難所（27箇所）との連絡（最初は公用車で回って連絡。その後、NTTが回線接続） ・本部との調整 ・医師、看護婦の不足 ・簡易トイレ 	<ul style="list-style-type: none"> ・外部との通信がとりにくく状態が続いた。（電話、FAX、携帯電話） ・避難先（いわき市）も震災により給水ができなかった。 ・安否情報の収集、整理が困難だった。 ・風呂対応が遅れた。（自衛隊による仮設の風呂サービスもあったが、一部の避難所のみだった） 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民が広範囲に移動し、通信状況が悪かったため、住民の避難所も特定できなかった。 ・物資の確保が困難であった。（初期はおにぎり1個×2食） ・原発事故の情報が錯綜していたため、避難住民に対しての状況の説明に苦慮した。 ・避難所がパニック状態になり、町長自ら説明に回った。 ・国の基準も取つてつけたようなものであり、対応に疑問がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の移動が激しく、避難所における避難者への物資の配布に数を確定させるのが困難であった。 ・支援物資の確保及び配布の対応に苦慮した。 ・水道、トイレが使えない避難所があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所が少なく入りきれない住民がいた。 ・人の入退去が激しく避難者の把握が困難だった。 ・トイレの数が少なく、また汲み取りも間に合わなかった。 ・地震で水道管（屋内配管）が破損し断水した避難所があった。 ・避難当初は寒さが厳しく暖房対策が十分できなかった。
	1週間～1ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の安否確認 ・二次避難所（さいたまスーパーアリーナ・埼玉県立旧騎西高校）への移動手段の確保、移動希望者の把握。 ・プライバシーの確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・同上 ・二次避難所（ホテル・旅館）への割り当て（病人、バリアフリー、学校）⇒旅館業組合への協力依頼も必要だった。 ・風呂、着替え ・情報提供手段 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の食事に栄養の偏りがあり、体調不良、風邪が蔓延した。（4月19日から栄養改善のため、弁当配布開始） ・風呂対応が遅れた。（いわき市） <p>[4月3日から二次避難（旅館・ホテル）受入れにより、住民移動が始まった]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・震災の混乱や住民移動に対応出来ず、安否確認のための正確な名簿が作成できなかった。（確認の際に住所まで確認したほうが良い。） ・全住民に対しての情報を発信できなかった。 ・避難所のプライバシーや秩序を保つのに苦慮した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所に配布する物資の確保が十分にできなかった。 ・避難者数に応じた避難所の確保のため、避難者の集約に苦労した。 ・設備的に不十分な避難所でも、避難者対応をしなければならなかった。 ・水道、トイレが使えない避難所があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーの確保ができた。 ・人の入退去が激しく避難者の把握が困難だった。 ・トイレの数が少なく仮設トイレを設置した。
	1ヶ月～	<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーの確保（体育館での避難生活は、住み分けがなく、仕切りを立ててほしい等の苦情があり） [避難住民の一部は、民間借上げ住宅、応急仮設住宅へ移動] 	<ul style="list-style-type: none"> ・二次避難所遠隔地における移動手段。（買い物、病院へのアクセス） ・情報提供 	<p>[応急仮設住宅へ避難住民の移動開始。6/11から会津美里町、7/1からいわき市で始まった]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の長期化により、体調を崩す人や精神的不安定な状態になる人が多くなった。（ノロウイルスの疑いも出た） ・避難所で差が出ると、不公平という苦情が必ず来る。 ・クレーム対応で体調を崩す職員も出た。 ・服と食料、寒さの問題は避難者がいる期間はずっと続く。 ・支援物資の配分が仮設住宅、借り上げ住宅、県内、県外と違うために困難であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市外に避難した避難者が、仮設住宅等の入居に向けて移動して来て、避難所の運営に影響を及ぼした。 ・避難者同士のトラブルが増えてきて、避難所生活になじめない人への対応に苦慮した。 ・避難所の整備が充分でなかったことから、避難所ごとに運営の仕方が異なった。 ・職員の配置が十分にできず、県内の避難所に職員を出せという苦情が多数あった。 ・仮設住宅が間に合わず、現在も2箇所だけ避難所あり。（全員申込みは完了） 	<ul style="list-style-type: none"> ・二次避難所（ホテル、旅館）の数が220カ所にもおよび職員を配置できず、情報伝達ができないなど、住民からの苦情が多数あった。 ・指定した避難所（二次避難所）から勝手に移動する方がいて、住民の把握が困難であった。 <p>(10月27日の本部会議にて100%把握できたと報告)</p>

被災自治体調査票 回答一覧

<避難所等運営関連>

	双葉町	大熊町	楢葉町	富岡町	南相馬市	浪江町	
被災者の生活状況	ライフライン（水道、電気、ガス）	<ul style="list-style-type: none"> 特に問題なし 	<ul style="list-style-type: none"> 震災直後の避難所で、水が濁っており飲料水には適さない避難所もあった。 (地震の影響か廃校だったため暫く使っていなかった影響かは不明。) 外トイレ、簡易トイレの使用 	<ul style="list-style-type: none"> 水道はいわき市の避難場所も、一ヶ月程度は断水状態が続いた。 電気は停電なし。 プロパンガスが使用できた。 	<ul style="list-style-type: none"> 震災当初より、電気、ガス、水道、通信等が不通だった。 通信手段を確保するのが困難であり、原子力発電所の事故、放射線についての情報が伝わらず混乱した。 	<ul style="list-style-type: none"> 震災直後から電気、水道はある程度確保されていたが、一部水道管の破損等により給水車で対応した。 地域によっては、下水道施設の被災の影響があった。 	<ul style="list-style-type: none"> 一部避難所において、地震で水道管が破損し断水したため、給水車で水を運搬した。 一部避難所（岳温泉のホテル・旅館）において、地震で市の水源地が破損し、給水制限が行われた。
	物資の供給	<ul style="list-style-type: none"> 逐次、供給され支障なし。 二次避難所における食事の提供が行われた。 二次避難所以外の避難者から物資提供の要望があった。 	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村、自治会等からの差し入れ。 社会福祉協議会設置の物資配給。 全国からの支援物資である程度供給できた。 	<ul style="list-style-type: none"> 各方面からの物資援助があり、供給はスムーズに行われていた。 	<ul style="list-style-type: none"> 物資の届けられる避難所とそうでない避難所、自主避難者で格差が発生し、物資の供給を受けられない住民の不満が爆発した。 善意で届いたものも個数がそろわないと配布できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 物資の搬入が困難な時期があり、市民生活に重大な影響を及ぼした。 ガソリン等の燃料も確保できず、避難者の移動にも困難をきたした。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所や仮設住宅入居者への物資の供給は、比較的平等にできたが、借上げ住宅入居者へは供給が薄くなかった。
	その他		<ul style="list-style-type: none"> 避難所として使っていた倉庫ではコンクリートの上にブルーシートと毛布を敷いただけで生活をしていた。 バスで避難したので、避難所で自由がきかず、苦情が多くかった。 		<ul style="list-style-type: none"> お金を持ってきていないため、物資を買うことができない。 自家用車がないと自由がきかず、長期間避難では不便。 (しかし自家用車避難は避難時にガソリン切れで止まる可能性など、リスクもある。) 	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線が被災し、通信手段が失われたことから、情報伝達が十分に行われず、避難者に混乱を招いた部分がある。 避難者への情報提供及び支援が十分に対応できなかったことから、避難者からの苦情が多かった。 	<ul style="list-style-type: none"> 飲酒によるトラブルの発生がみられた。 精神的不安定による口論、徘徊がみられた。

被災自治体調査票 回答一覧

<その他>

	双葉町	大熊町	楢葉町	富岡町	南相馬市	浪江町
震災対応における問題点	発生～1週間	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の安否確認 ・避難しなかった人の対応（職員と自衛隊で説得） ・行方不明者の捜索 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難しなかった人の対応（職員と自衛隊で説得） ・避難所（27箇所）の立ち上げ対応（住民基本台帳との照らし合わせで持っていたコピー8部では不足した） ・行方不明者の捜索 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内残留者への避難説得（現在まで継続中[10/12時点]） ・県外避難者への対応（安否確認、物資供給、情報提供など現在まで継続中[10/12時点]） ・津波等による行方不明者の捜索（4/25以降、警察、自衛隊による本格的な捜索により、ある程度解消された） 	<ul style="list-style-type: none"> ・震災後で品物は品薄であったが、町を含め、殆どの住民が現金を持っていなかったので、買い物や今後の生活に不安を持った。 ・通信手段が確保するのが、困難であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部等（市役所、区役所）と避難所間の通信手段は電話がほぼ不通状態であったため、職員所有の携帯電話の電子メールで行っていた。 ・小高区役所との連絡は1時間毎に行う災害対策本部会議に区役所から職員（連絡員）が来て情報を取っていた。 ・市庁舎の通信手段は1階の衛星固定電話1台のみ。 ・防災行政無線を流しても屋内で閉め切っていると全く聞こえず、何を流したのかという問合せが殺到した。
	1週間～1ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の安否確認 ・病人への対応 ・避難者情報の提供を求める要望が多かった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・病人への対応（ノロウイルス感染） ・医師不足 	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所のプライバシーや秩序を保つのに苦慮した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時の電話回線は、安否確認が多くふさがってしまった。 ・通常の業務は、個人の携帯電話で対応していたが、電話番号が知れ渡ってしまい、それも安否確認に使われた。
	1ヶ月～	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の安否確認 ・病人への対応（インフルエンザ等の感染症者対策） ・避難者情報の提供を求める要望が多かった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・役場機能移転（4/6）に伴う事務。 ・安否確認（～7月下旬頃まで5～6名わからず） 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波被害によるガレキ処理。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援物資の配分が仮設住宅、借上げ住宅、県内、県外と違うために困難であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・二次避難所（ホテル・旅館）について、小中高生のいる家庭と病気で通院している方のいる家庭を優先して、福島市や二本松市に割り振ったため、一般の方の多くが会津地方に割り振らざるを得なくなり遠方なため不満が続出した。

被災自治体調査票 回答一覧

<その他>

	双葉町	大熊町	楢葉町	富岡町	南相馬市	浪江町
復旧・復興にあたり最優先に取り組んで欲しいこと	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害（放射線）という特殊性から、すべての面において、身動きのとれない状況にある。 ・いつ故郷に帰れるのか先行き不明の状況の中、復旧・復興にはまったく手付かずである。 ・原子力災害がいつ終息するのかが明確にならない限り、住民は勿論、行政も新たな方向性が見出せない状態があるので、第一に原子力災害の終息に取り組んでいただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細なモニタリングと放射性物質の除染 ・水道、道路、電気、学校、病院等のインフラ整備 ・産業基盤の回復 ・東京電力関連企業の撤退に伴う雇用の場の確保 ・風評被害 ・資産補償 	<ul style="list-style-type: none"> ・除染の徹底 ・雇用の創出 ・住宅修繕の補助（津波・震災のみであれば、修繕の早期着手が可能だったが、原子力災害を原因とする警戒区域が設定されたため、修繕ができない状態にあり、梅雨、台風により家屋の状態は悪化している） ・年間 1mSv の広報が周知されていない。（自然放射線を考えれば不可能） ・7/11 から瓦屋根を損傷した住家へのシート掛け工事は実施されている。 (町民の要望に応え町独自で 700 件実施、費用は東電に請求) 	<ul style="list-style-type: none"> ・除染対策を含め帰町出来るかどうかの早急な判断。 ・ライフラインの復旧と雇用の創設。 ・線量が低くなっているとしでも、数年になった場合、家屋の状態も酷くなるので、住環境の整備が必要。 ・さらに子供たちが戻れる環境にしてほしい。 ・除染をしても取り除いた後どうするのか、想像を絶する規模が必要。 ・仮置きも数年かかるので、国が責任を持って担保しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用、住宅は勿論だが、まずは避難している市民が安心して戻れる生活環境を作らなければならない。 ・市内の除染、汚染土の処理、瓦礫処分、防潮堤の整備等が必要と考える。 ・医療の確保が必要。（もともと医師が不足していた中で、原子力災害でさらに不足している状況である。） ・学校の安全確保、介護施設等の整備が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅は、プレハブメーカーとハウスメーカーでの品質の差が大きい。 ・除染が帰還に向けての大前提であり、最優先で取り組む必要がある。
「災害救助法」に基づく救助における問題点 (収容施設、生活必需品、医療、埋葬など)	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の災害については一般的な災害救助法を適用するのではなく、原子力災害の特殊性を考慮した法整備と対応が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・収容施設は 4 市町、27 施設にも及び、生活必需品も間に合わない状況であった。 ・急病についても、薬品、看護師、医師不足と、風評により除染（スクリーニング）を受けていないと診察してもらえない事象もあった。 ・埋葬については、関係市町村の配慮でスムーズに実施された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県外避難者に対する救助で、他都道府県での対応がまちまちであった。 (借上げ住宅、物資供給) 	<ul style="list-style-type: none"> ・後で、その支出が出来ないと言われるので、国や県より災害時の財政支出するにあたっての専門の人材が欲しかった。 ・生活必需品等について、現物支給であるため、個々で本当に必要な物が手に入らなかったり、配布に時間が掛かったりした。 ・先に必要な物資を買ってしまった人もおり、現金の方が早く動くことができるため、現金支給のほうが良い。 ・家電 6 点セットの配布にも問題があり、1 人でも 5 人でも届くのは公平じゃないなど、全ての不満が町にかかってくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法の適用について、周知が不十分であった。 ・県外避難者に対する災害救助法の適用が県を通じて対応することから、迅速に対応できなかった。 ・都道府県によって災害救助法の適用に差があることから、一律的な避難者からの要望に対する対応できなかった。 ・業務委託や行方不明捜索に係る消耗品など、災害救助法の対象とならない経費があった。 ・職員が足りず業務委託を行いたいが、対象とならない。 ・捜索活動のため仮設トイレを設置したが、職員が使うのは OK だが、自衛隊が使うのはダメという考え方であり、実際、区別できるはずがない。 ・伝票が大量になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬は通常 15,000 円程度であるが、区域外火葬になると 5~6 万円かかる。 ・災害関連死による火葬、棺、骨壺、骨箱、ドライアイス、遺体の搬送費用などは 7 月下旬までは助成されるが、8 月から打ち切られてしまった。（生活保護を受けている方が義援金を受け取ると生活保護を受け取れなくなる。） ・仮設住宅の入居は 2 年となっているが、原子力災害については、2 年では自分の町に帰れる可能性が低い。（現行法では原子力災害には対応できない。）

被災自治体調査票 回答一覧

<その他>

	双葉町	大熊町	楢葉町	富岡町	南相馬市	浪江町
「原子力損害の賠償に関する法律」に基づく賠償についての問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者救済を本旨とした法律とすべきである。 (支援機構法の目的を見ると、電力会社を支援するための法律に変わっている) ・原子力損害賠償紛争審査会の中間指針の内容基準は、極めて不満。被災者の実態をまったく反映していない。 ・東京電力の被災者への対応がやさしくない。損害賠償請求書も分厚く、極めて難解。 ・原子力損害賠償紛争解決センターでの解決が進まず、また自ら策定した特別事業計画に背き、東京電力が和解案を拒否するなど、被災者を愚弄した行為に出ており、町として強く抗議している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・審査委員会の中間取りまとめで試算したが、法律の範囲を超えていた。 ・精神苦痛の補償が半年で半額となるのはなぜか。 ・借金が補填されるかどうか心配。 ・警戒区域からの車の搬出について、以前 10 万カウント未満で搬出した車で再度入域したとき、今の基準である 1.3 万カウント未満でないため退域できないケースが見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国として、責任を負うという観点からすると、加害者と被害者が直接交渉していることはおかしいのではないか。 ・国が介入すべきであり、国が東電に変わって補償すべきでないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・賠償手続きについては極めて不満が強い。 ・実際の細かい状況について、決まっていないため、(例えば、住宅ローンや家屋の補償等) 今後に不安をおぼえるようになっている。 ・請求が複雑で、高齢者を中心に申請を出せない人が多数いる。 ・全部事業者に任せた対応である。 ・東京で判断できるのかが疑問、町民の生の声が届いているのか。 ・手続きをする東電社員も良く分かっておらず、窓口で聞いてもコールセンターで聞いて欲しいという対応もあった。 ・弁護士からそう簡単に出来ない方が良いとまで言われており、7,000 件申請しても、東電と合意したのが 6 件という状況である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償については、全て電力で対応してもらうこととしており、市としては関与しない。 ・市の損害は今後求めていくが、県を通してまとめて行っていくのではないか。 ・賠償手続きにおいて、住民票や被災証明が必要になるので、ものすごく住民が殺到した時期があった。(1 階が住民で溢れていた) 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力損害賠償紛争審査会の中間指針では、精神的損害について、事故発生から 6 カ月間は、一人月額 10 万円を目安とし、その後の 6 カ月間は一人月額 5 万円を目安とするとしているが、今回の原発災害では原発事故の収束の目処もついていなく、自分の家にいつ戻れるのかもわからない中で精神的な損害はむしろ増大している。 ・原子力災害は他の災害と異なり不安が増幅していくため、減額すべきでない。

被災自治体調査票 回答一覧

<その他>

	双葉町	大熊町	楢葉町	富岡町	南相馬市	浪江町	
内部被ばく 検査状況	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県主体で実施 ・9月下旬～11月で実施予定 ・対象は700名（人口の1割） <ul style="list-style-type: none"> ①妊娠中の方（約70名） ②4歳以上小学6年生まで ③0～3歳以下の乳幼児の保護者（②+③=750名） ④現在、中学1年生から中学3年生までの方195名 ・今後、3月12日以降、双葉町・浪江町（津島地区）及び同発電所の20km圏内にいた方（人数不明）の検査と町民全員の検査を要望。 ・福島医大（福島県が委託）が事故後の追跡調査（アンケート）を、全町民対象に実施し、そこから放射線量を推定する予定。 ・町長が700人の理由を県に求めたが分からず。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県主体で実施 ・対象は1,700人（人口の1割） <ul style="list-style-type: none"> ①妊娠中の方 ②小学6年生まで ③その他4～7歳の親（一緒に行動した人）も対象 ・移動式WBCは会津若松市内のみで、他は東海村（1日100人程度）にて検査 ・これまで早くから内部被ばく検査を実施するよう県に言っていたが実施してくれなかつた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県主体で実施 ・対象は約800人（人口の1割） <ul style="list-style-type: none"> ①妊娠中の方 ②4歳児～中学2年生まで ・郵送により通知し、回答は同一封の封筒による。 ・小中学生に対しての積算被ばく線量は、避難先の市町村により積算線量計（ガラスバッジ等）を貸与している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県主体で実施 ・対象は約1,600名（人口の1割） <ul style="list-style-type: none"> ①妊娠中の方 ②4歳から小学6年生まで ③3歳以下の乳幼児の保護者 ・県から住民の1割という割り当てがきているが、対象は町村任せ。 ・自治体によって、対象年齢が異なってしまうなど、問題が出ている。 ・住民の不安を取り除くために、全住民に対して検査を行うように要請している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市が実施（市として要綱を制定して、市立病院で実施） ・7/11から実施中 ・最初は鳥取県の移動式WBCを借りて実施。 ・県にも要請しているが待っていられない。 ・現在は市で1台購入、県から1台借りて実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県主体で実施 ・6月から実施 ・対象は <ul style="list-style-type: none"> ①妊婦 ③4～5歳児、小・中・高生 ②0～3歳児の母親 ・日本原子力研究開発機構（東海村）で実施 ・なお、現在、全町民を対象とした検査をするため県で購入したWBCの内1台を当町に回すよう県に要望している。 ・WBCの導入を国へ要望している。 ・貸し出し用の個人線量計700台を購入し、11月から貸し出し予定である。（貸し出し期間は5日間） 	
内部被ばく 検査実績及び 予定 (*H24.1/31時点 での実績を追記)	<ul style="list-style-type: none"> ・H23年9月29日～H24年1月31日までの実施人数 (県主体分 1,214人) 独立行政法人日本原子力研究開発機構（JAEA）（東海村）などで実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・10/7まで280人済 ・9/22～市内で1日40人 ・10/7～東海村で実施 ・今後1,100人予定（バス送迎） ・他の発電所で仕事をしてWBCが引っかかるケースあり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・H23年9月5日～H24年1月31日までの実施人数 (県主体分 1,227人) (町主体分 479人) 合計 1,706人 	H23年度中の実施予定人数 3,365人	<ul style="list-style-type: none"> ・累計3,958人（10/14） ・8/22から75人/日で実施 ・申込みは累計9,711人となり、予定者数を超えたため、7/25に受付を一時停止した。 ・これまでに内部被ばくを受けた状況は見られない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・累計3,197人 ・検査結果は、生涯の積算線量が2mSv以上3mSv未満と推計された児童2名が出たが、全員が健康に影響が及ぶ数値ではなかったと判定された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・H23年6月27日～H24年1月31日までの実施人数（県主体分 0人） (市主体分 10,123人) 合計 10,123人

被災自治体調査票 回答一覧

<その他>

	双葉町	大熊町	楢葉町	富岡町	南相馬市	浪江町
放射性物質除去（除染）の状況について	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、警戒区域に設定されていることから、立入不可能につき、全く進んでいない状況にある。 ・今後、事故の収束に向けた「第2ステップ」が完了した時点で、警戒区域の解除した上で、新たな区域見直しを検討することとなっているので、これから除染作業等についても具体案が示されると考えるが、現状では除染技術が確立されておらず、国のモデル事業の実施受入れは困難な状況にある。今後の技術開発の状況を十分に見極めたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・20km 圏内に入れないで、計画等は今後。 ・国が計画を策定しており、モデル事業でどれくらい除染ができるかを、発電所周辺と役場周辺の2箇所で10月末～11月終わりまでで実施。 ・除染について、年間 20mSv 以上は国が、1～20mSv は市町村が実施。 ・他の町村では 20mSv 以下の地域で住んでいるが、それでいいのか判断は必要。 ・大熊町としては 20mSv ギリギリのところを除染して復旧に向けた拠点を作りたい。 ・その効果を見て町の方針を出す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国から町内 2 力所（南工業団地（前緊急時避難準備区域）、上繁岡行政区の一部（警戒区域内））を除染モデル地区として決定を受けた。 ・実施内容等の詳細については現在検討中。 	<ul style="list-style-type: none"> ・10/18 現在、モデル地区 2ヶ所を指定し、地域住民の承諾をもらっている状況である。 ・警戒区域内は全て国でということになっている。 ・除染したものは膨大な量になり、一時仮置きや中間貯蔵はどうなるのか、見通し不明 ・将来見通しは不明。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 7 月に、「南相馬放射性物質除染方針」、「放射性物質除染マニュアル」及び「南相馬市放射性物質除染カレンダー」を策定した。 ・8・9 月を除染強化月間と位置付けながら除染を実施している。（計画施設数 236） ・10/19 現在では、原子力災害対策本部が示した「除染に関する緊急実施方針」に基づく本市の除染計画を策定している。 ・全国に先駆けて「除染対策室」を設置。（市 4 名、杉並区 3 名、東電 1 名、臨時 1 名） ・アイソトープセンターと協定を結び、専門家がずっと来てくれている。 ・仮置き場をどうするのか、これから地元説明が大変である。 ・20km 圏内は国が実施、市内全域、国でやるべきといっているが、待っていられない。 ・「南相馬市線量低減化活動支援事業補助金交付要綱」を定め、通学路、公園等の除染等を実施する団体に対し、補助金（50 万円）を交付することで、コミュニティによる除染の促進を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒区域のため立ち入りができず、放射性物質の除去は行われていない。 ・モデル地区（2箇所）を選定し、11月半ばから来年2月下旬までを目処に除染を計画している。（1箇所ずつ行う） ・今後放射性物質の除染、除去については国が主体になって行うとなっている。

被災自治体調査票 回答一覧

<その他>

	双葉町 (H23. 8/1 現在)	大熊町 (調査時点)	檜葉町 (H23. 9/1 現在)	富岡町 (H23. 9/8 現在)	南相馬市 (H23. 3/22 現在)	浪江町 (H23. 6/14 現在)
職員数（特別職除く）	81	126	109	約140	552	169
住民対応に あたる職員 の状況	<p>・秘書広報課：2名 ・総務課：9名 ・議会事務局：2名 ・企画課：6名 ・税務課：7名 ・出納室：4名 ・住民生活課：6名 ・健康福祉課：11名 ・産業振興課：9名 ・農業委員会：1名 ・建設課：6名 ・教育総務課：4名 ・生涯学習課：4名 ・歴史民族資料館：1名 ・図書館：2名 ・幼稚園：4名 ・小中用務員：3名 (上記計 81 名：応援除く)</p> <p>人数、業務 内容、問題 点等</p> <p>※業務内容が通常業務と錯綜し、災害 関連に従事する職員が少なくなる 状況にあり、災害関連業務に従事す る職員の再編が課題である。 ※仮設住宅等の完成に伴い、管理業務 を担当する職員の派遣が必要とな ることから、職員の不足が懸念され る。 ※4月以降、山口市、雲南省、東京都 特別区、埼玉県、加須市並びに周辺 の市など、多くの自治体から、災害 支援業務、選挙管理業務など支援を いただき大変感謝している。</p>	<p>・総務課 11名 ・出納室 3名 ・企画調整課 8名 ・税務課 8名 ・住民課 9名 ・保健福祉課 6名 ・熊町児童館 1名 ・大野児童館 1名 ・保健センター 4名 ・地域包括支援センター 3名 ・保育所 11名 ・生活環境課 9名 ・産業課 6名 ・建設課 8名 ・議会事務局 2名 ・農業委員会 2名 ・教育総務課 5名 ・生涯学習課 4名 ・図書館 2名 ・スポーツ振興課 3名 ・大野小学校 1名 ・大熊中学校 1名 ・熊町幼稚園 5名 ・大野幼稚園 7名 ・いわき連絡事務所 6名 (上記計 126 名：応援除く)</p> <p>※9月から日曜、祭日は休み（日直当番）となったが、土曜日は各課半分ずつの職員が出勤。体調管理に要注意である。</p>	<p>災害対策本部体制 ・本部班：3名 ・総務班：7名 ・財政・出納班：5名 ・情報班：9名 ・住民班：14名 ・税務班：4名 ・商工班：3名 ・雇用班：2名 ・教育班：8名 ・保育・受付班：9名 ・産業班：3名 ・農村環境改善センター：3名 ・地区連絡員：7名 ・いわき出張所：32名 (上記計 109 名：応援除く)</p> <p>※会津美里町といわき市に出張所を設置。 ※複合災害の体制は考慮せず。 ※地域防災計画の災害対策本部体制は、自然災害と原子力災害の2つのパターンがあるが、複合災害の体制まで想定していなかった。また、2カ所での運営は、現地災害対策本部を設置する想定はあったが、業務内容は応急対応としていた。</p>	<p>課長以下、各班で対応 (兼務あり) ・総務班：10名 ・輸送班：6名 ・物品管理班：3名 ・避難所調整班：6名 ・情報収集・広報班：4名 ・復興P班：4名 ・税務班：5名 ・健康福祉班：26名 ・救護班（診療所）：5名 ・健康調査班：11名 ・義援金P：5名 ・保育施設運営班：12名 ・総括本部、生活環境班：9名 ・雇用対策班：4名 ・一時帰宅対策班：32名 ・住宅支援班：50名 ・出納班：3名 ・議会班：2名 ・総合窓口班：9名 ・教育班：9名 ・生涯学習班：4名 (上記計 219 人：兼務あり)</p> <p>※限られた職員で、24時間体制で対応し、業務的にも何をしていくべき分からず、住民対応をしていった。 ※避難所が広範囲に及んでいたため職員が分散され、休養も取れなかつた。 ※同じ被災者という立場でありながら、住民から苦情により精神的にも辛い状況が続いた。 ※職員は約140名、各県から多くの応援をいただいた。</p>	<p>・市民対応、報道対応等：4名 ・市民相談、避難所への情報通信、 罹災証明：6名 ・避難計画、避難情報提供：3名 ・総括、職員配置計画、避難誘導 関係、各課調整等：12名 ・救援物資受入：15名 ・炊き出し、避難所対応等：28名 ・避難所との連絡調整、安否確認、 避難先確認等：6名 ・避難者リスト更新、ホームページ 更新、掲示板管理等：7名 ・窓口業務、年金業務等：19名 ・市民対応、市内ゴミ対応、し尿 処理、斎場等：28名 ・災害対策本部、防災行政無線、 警察・消防との連絡等：7名 ・要援護者対応、避難所運営、身 元不明者火葬対応等：13名 ・高齢者の安否確認・支援、介護 保険給付対応、介護保険施設と の連絡等：12名 ・避難困難者対応：9名 ・避難所対応、寝たきり重傷者対 応等：21名 ・排水対策、農地対策、燃料班等： 17名 ・物資配給、給油手配等：8名 ・支援物資対応、ガソリンの手配、 プロパンガス供給調査等：9名 ・道路関連作業対応、核種運搬作 業等：28名 ・避難所対応：10名 ・市営住宅入居者対応、物資供給 等：9名 ・浄水場・水道管理、水道水検査 等：19名 ・処理場・下水管管理等：17名 ・総合病院：17名 ・小高区役所：50名 ※市町村合併後、人員を減らしてきて いるが、災害対策の中で減らすこと ができるかが課題。</p>	<p>災害対策本部体制 (兼務あり、応援除く) ・災害救援班：16名 ・災害給付班：11名 ・一時立入計画班：8名 ・総務班：15名 ・行政運営班：4名 ・出納班：3名 ・議会事務局：4名 ・総合情報班：6名 ・町民窓口班：12名 ・健康福祉班：25名 ・産業振興・賠償対策班：7名 ・教育委員会事務局：6名 ・診療所運営：5名 ・避難生活支援班：13名 ・生活支援物資班：7名 ・住宅支援班：15名 ・2次避難施設連絡所：10名 ・1次避難所管理：8名</p> <p>※災害当初は、被災証明窓口、児童生徒支援、安否確認、物資搬入・運搬、避難所巡回訪問（保健師）、それに町設置の一時避難所 16 カ所、他市町村設置の一時避難所 2 カ所にも職員 3~4 名ずつ配置し避難者対応にあたった。これらの業務で手一杯で通常の業務はとてもできる状況にはなかった。その後、二次避難所へ移動をしてからも避難所の数が 220 カ所となり、とても二次避難所へは職員を配置できなかったため、連絡所を 3 カ所設置し避難者対応にあたった。</p> <p>国県及び他市町からの応援は、常時 20~25 名の応援を受けており、これらの応援がなければ対応できなかつた。</p>

被災自治体調査票 回答一覧

<その他>

	双葉町	大熊町	楢葉町	富岡町	南相馬市	浪江町
国、自治体、事業者等への要望	<p><国への要望></p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発災害が長期化するに伴い、2回目の一時帰宅等が検討されており、それらに伴う事務量が増大し、現在の職員の状況では対応することは不可能な状態。国や県に対し人的応援の要請を行う必要がある。 ・現在、災害救助法の中で対応されているが、原子力災害における特別法制定が必要。 ・電源三法交付金について、事故対応への使途を認めてもらう。或いは、事故対応のための基金造成など交付金の上積みを図つてもらいたい。 ・担当職員の異動が早すぎて、プロは育たない。職員の養成を行うこと。 <p><事業者への要望></p> <ul style="list-style-type: none"> ・後継者、技術者を養成し、技術の継承を行うこと。 (発電所を造った人が定年退職し、経験の無い若い職員で現場対応はできない) <p><全原協への要望></p> <ul style="list-style-type: none"> ・このような事故事例の検証をするスタッフを作らないといけないのではないか。 ・国に交付金のあり方の見直しを求めて欲しい。 (使うための交付金ではなくて、事故対応の使い方を国に認めてもらう。或いは、事故対応の基金造成のための交付金の上積みを譲ってもらう事が大切ではないか。) <p><自治体への助言></p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災協定、災害援助協定は結んでおくべき。 ・住民組織が必要。 ・行政組織をどうやって維持するかが重要（住民対応を整理して役割分担を明確に） ・発電所に対する取組み方、体制について、職員はプロにならないといけない。 	<p><精神的慰謝料並びに本年中の収入補償については、ようやく動き出ましたが、資産補償が全く動きなし。</p> <p>・放射性物質の汚染が明確になっており、除染を実施しても100%除去できないことから、早急な補償について、行動をおこしてもらいたい。</p> <p>・事故の早期収束が決まらないと次のステップに進めない。</p> <p>・9月中旬より賠償の本請求が始まつたが、不動産（財産）に関する請求が決まっていない。事故後7ヶ月を経過し、転機に支障をきたすため、早急に示すべきである。</p> <p>・介護保険料の減免実施に伴い、天引き分の還付の必要が生じた。日本年金機構から還付するなど労務の軽減をお願いしたい。</p> <p>・原子力発電所の立地自治体は立地段階から苦労している。国は責任を持ってエネルギー政策に関わってほしい。</p> <p>・交付金について、これまでの説明だと燃料棒があれば長期発展対策交付金は出せるといっていたが、打ち切りの流れもあるようである。</p> <p>・廃炉までの交付金の新設を。</p> <p>・立地給付金については個人ではもらえないが特例で昨年の実績を踏まえて町一括ならもらえるとのことで、災害復旧に使いたいと考えているが、県がもらって県全体に交付する動きもあるようである。</p>	<p><国></p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害前の状況まで復旧し、復興を前提とした第2ステップ以降のロードマップを早期に提示すること。 ・エネルギー政策の見直しを進めること。 <p><事業者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京電力福島第一原子力発電所の事故を教訓とし、原子炉の堅牢性、安全性を過信せず、防災対策を見直すこと。 <p><国・県></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の連携を見直すべきである。 ・今後、短期的な見通しを示すべきである。 	<p><マスコミに情報を流す前に、関係自治体との協議を行って欲しい。</p> <p>・表に出せば住民が反応し、問合せは全て市町村にくる。</p> <p>・また、結局、実際に業務をやるのは市町村ということが多く、対応する市町村の状況、能力を考えていない。</p> <p>・大臣が思いつきで言ったことが全て市町村にかかる。</p> <p>・支援物資等について、品物ではなくお金で渡せるようにして欲しい。</p> <p>・早急に賠償について、対応して欲しい。</p>	<p><原子力発電所の状況と国の発表に乖離があり、報道規制があったとしか思えない。正確且つ偽りのない情報を迅速に伝達していただきたい。</p> <p>・SPEEDIは一番早く出すべき情報。</p> <p>・SPEEDIが早く公開されれば、避難路も飯館、福島方面ではなく、仙台方向に誘導し、飯館、福島方面に避難した避難者は被曝をすることはなかったはずである。</p> <p>・国、事業者の動きと東京電力の動きが異なり、最終的には、市町村の情報による対応を事業者が求めるなど、被災自治体への負担が大きく、如何に被災自治体の負担を軽減するか、全国的な展開をお願いしたい。</p> <p>・特に、避難者が居住している自治体の連携がスムーズにできる体制の整備をお願いしたい。</p> <p>・国の対応は遅い。我々に対して何もできていない。</p>	<p><国></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 帰還環境の早急な整備。 <ul style="list-style-type: none"> ・警戒区域の運用緩和(除染、インフラ調査などのため) ・モニタリングポストの全町配置。 ・日本の総力を挙げた除染の実現。 ・帰還可能時期の提示。(帰還ロードマップの作成)など 2. 放射能不安への対応。 <ul style="list-style-type: none"> ・線量計の各世帯配布予算の確保。 ・放射線量、放射性物質に関する安全基準の公的な整理。 ・ホールボディーカウンターの被災自治体への配備。 3. 損害賠償の責任ある対応 <ul style="list-style-type: none"> ・中間指針の抜本的な見直し及び責任説明の遂行。 ・東京電力による賠償対応の柔軟化。 4. 避難者支援のための原発被災自治体への財政支援等の強化。